

## 労働分野経済協力に係る政労使懇談会開催要綱

### 1 趣旨・目的

労働分野において我が国に蓄積されている知見を活用し開発途上国に対する協力を効果的に実施することにより、開発途上国における社会開発に寄与するとともに、国際社会における我が国の国益の確保を図るため、ILO（国際労働機関）拠出金事業をはじめとした労働分野に関する技術協力のあり方について政労使及びILO関係者等による意見交換を行う。

### 2 運営

- (1) 懇談会は、厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）が、使用者・労働者団体及びILO関係者からの参集を求め、開催する。
- (2) 懇談会の事務局は、厚生労働省大臣官房国際課国際協力室にて行う。

### 3 参集者

別紙のとおり

### 4 開催時期

年1～2回 程度

### 5 検討事項

ILO 拠出金事業をはじめとした労働分野に係る技術協力のあり方について

(別紙)

労働分野経済協力に係る政労使懇談会

参集者

政府	伊澤 章	厚生労働省大臣官房総括審議官(国際担当)
	井内 雅明	厚生労働省大臣官房国際課長
	大鶴 知之	厚生労働省大臣官房国際課統括調整官
	日下 英司	厚生労働省大臣官房国際課国際協力室長
使用者側	棕田 哲史	(一社)日本経済団体連合会専務理事
	川口 晶	(一社)日本経済団体連合会国際協力本部長
	松井 博志	(一社)日本経済団体連合会国際協力本部参事 (ILO 使用者側理事)
労働者側	神津 里季生	日本労働組合総連合会事務局長
	桜田 高明	日本労働組合総連合会国際顧問 (ILO 労働者側理事)
	吉田 昌哉	日本労働組合総連合会総合国際局長
ILO 関係者	上岡 恵子	ILO 駐日事務所代表
	上村 俊一	ILO 駐日事務所次長

## 第10回 労働分野経済協力に係る政労使懇談会議事要旨

1. 日時：平成26年7月3日（木） 14：00～16：00
2. 場所：厚生労働省国際課会議室（13階）
3. 議題
  - （1）労働分野の国際協力の実施状況について
  - （2）今後の労働分野の国際協力の進め方について
  - （3）平成26年度予算等について
  - （4）その他

## 4. 議事要旨

※ 事務局から資料1～7について概要説明、意見交換が行われた。参集者からの主な意見等は次のとおりである。

## ○事業成果の発信について

## （労働側）

ILO 拠出金に基づく国際協力については、戦略として、予算配分も含め、日本の強みを生かせるような事業展開を実施すべき。併せて活動及び成果の国内外での認知度向上のため、発信力を高める必要がある。

## （政府）

ビデオなどの教材による発信、ILO 総会、理事会の場での発言、ILO 駐日事務所のHP等を通じて今後とも積極的に発信していく。

また、本部への拠出等を通じてILO 本部での日本の技術協力の認知度を高めていきたい。

## （使用者側）

グリーンビジネス事業（資料4-3）（以下、GB事業）について、タイとフィリピンで実施中との事だが、フィリピンのように英語圏での具体的取り組みを英語で文書化するなどして、成果を他国に展開し、少ないリソースで効果的に事業を実施すべき。

## （ILO 駐日事務所）

事業の実施については、ビジビリティの向上が必要。ILOでは、事業成果として、ドナーごとの報告書、ビデオや冊子を作成し、ドナーからの資金提供で実施した内容について、インパクトのあるストーリーを紹介している。

50万ドル、100万ドルといった額を1つの活動にいただけると良い例、成果を作ることができ、他の地域や他のプロジェクトの模範となりうる。一方、10万ドル、20万ドルの小口の拠出では、ワークショップや小規模の調査にとどまってしまうたり、大きなプロジェクトの gap fillig となってしまうので、インパクト・アセスメントも難しく、国のアイデンティティを出すのも難しくなる。

#### ○健全で建設的な労使関係の構築について

##### (労働側)

連合では、健全で建設的な労使関係の構築を目的として、人材育成の面からアジア各国で「二国間セミナー」を開催。また、国際労働財団 (JILAF) を通じ、労使団体との国際的なネットワークを活かした「草の根支援事業」などを実施。

また、連合は、アフリカで単年度数百万円規模ではあるが、16年間「生産性と労使協議」というテーマで、ワークショップを継続して実施し、高い評価を得ている。

##### (使用者)

ASEAN 地域の健全な労使関係事業 (資料 4-5) (以下、IR 事業) については、各国の労働法制の改訂状況を調べていると思うので、将来的にアップデートし続けることが必要。

IR 事業のワークショップに出席した感想として、参加者が帰国後に自国でどのようにセミナーの成果を生かそうと考えているかをセミナー中に明確にしてあげるとともに、それをフォローアップすることが重要。

##### (政府)

健全な労使関係については、労政担当参事官室が実施している事業、草の根支援事業を通じ、今後とも ASEAN 各国等に裨益させていきたい。

労働法制の改訂状況のアップデートは26年度実施予定である。セミナー等での課題の持ち帰りとそのフォローアップについては、大変重要であり、関係者と相談し、事業の実効性を高めていきたい。

#### ○社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業 (資料 4-7) (以下、SSN 基金) について

##### (労働側)

SSN 基金は、フィリピンの台風被害支援など自然災害からの復興支援事業も含まれており、自然災害の多いアジア地域に対して、日本のプレゼンスを発揮で

きる事業である。

自然災害からの復興時において、失業時のサポートを行うなどの取り組み事例が、2016年のILO総会議題「第71号勧告の改正」の討議資料に紹介されるなどすれば、世界へのアピールとなるのではないか。

(政府)

震災からの復興については、フィリピン支援も含めてSSN基金から実施。SSN基金は機動的に使用することができ、存在感のある支援をしていきたい。

○国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業  
(資料4-11) (以下、草の根支援事業) について

(労働側)

JILAFは国際交流の専門集団として20年間活動しており、これまで、約3千人の人物招へい、約9万人に対する現地セミナーを実施。

また、2011年から草の根支援事業を実施。現地政府、使用者団体の協力のもとタイ・ネパール・バングラデシュで成果をあげており、今後アジアの他国にも事業を拡大する必要があるといわれている。引き続き適切な予算措置をお願いしたい。

(政府)

JILAFが実施している草の根支援事業については、労使が協力して大きな成果をあげていると承知。また、ネパールにおいては、大統領や首相とも意見交換する等、積極的に実施していただいております、この事業の重要性を認識している。

○ミャンマーでの活動報告について

(労働側)

資料3-4のミャンマーでの活動報告について、労働側は、3月のILO理事会に提出された報告が楽観的過ぎると認識。

ミャンマーでは様々なドナーが入ってきて支援活動が展開されているが、プロジェクト実施者にILOの国際労働基準に関する十分な知識がなかったり、事業内容が国の実態にも合っていないものもあるとの指摘がある。日本としての活動スタンスを明確にすべき。

(政府)

ミャンマー支援について、理事会資料については色々な意見があると承知。ミャンマーは重要な国だと認識しており、各方面と相談しながら実施していきたい。

(使用者)

ミャンマーでは ILO だけで100以上のプログラムがあり、他の国際機関及び二国間の支援を含めると相当数になり、プログラム間の調整能力が必要となる。こうした調整能力をつけるためのマネジメント・プログラムは省庁横断的に実施することが可能なので、JICA で実施している公務員のスキルアッププログラムなどを参考に支援を実施すべき。

(政府)

我々が現実的に支援できるのは、労働・社会保障分野であり、5月の ASEAN + 3 労働大臣会合でも、ミャンマーの大臣から労働省への政策顧問を送るよう要望があった。政府の中枢でアドバイスできるところあるかどうかを見極めつつ、支援方法を探っていきたい。

○南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行支援事業について (資料 4-6) (以下、SA 事業)

(労働側)

SA 事業については、素晴らしい内容であり時宜にかなっている。情報共有、26 年度以降の事業の継続をお願いするとともに、来年の ILO 総会討議でも日本のプレゼンスが発揮されることを期待。

(政府)

南アジアのフォーマル化については、実施していることについてアピールするとともに、事業そのものでも成果を出してまいりたい。引き続きご支援いただきたい。

○その他

(労働側)

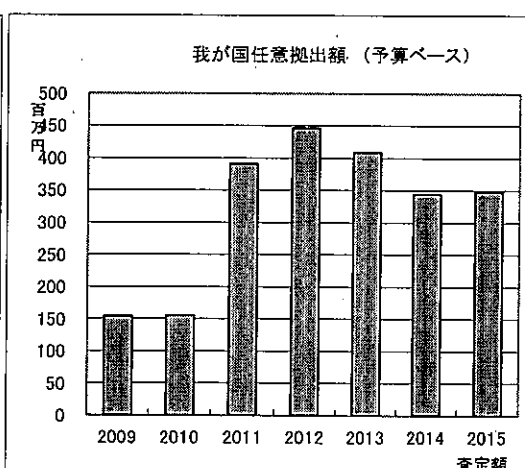
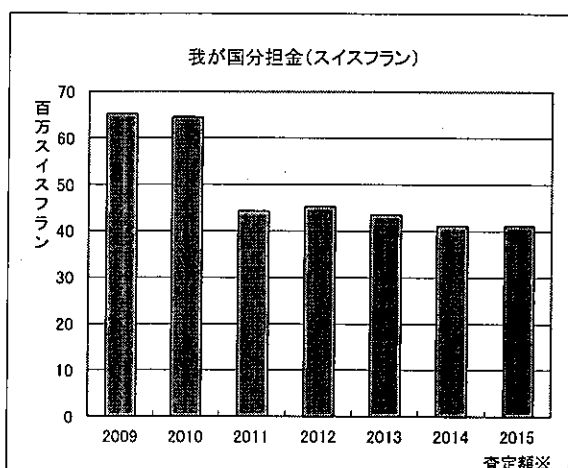
資料 3-2 の「ILO/日本マルチ・バイ事業等の変遷」について、2007 年まで実施していた中核的労働基準促進事業を再開する予定はあるか。中核的労働基準の批准は特に重要であるにもかかわらず、特に、アジア太平洋地域の 87 号と 98 号条約の批准の達成水準は低いままである。この 2 つの条約は労使関係の根本に関わる大事な条約なので、それらの批准に焦点を当てた取り組みが必要である。

2012 年のリオデジャネイロでの国連持続可能な開発会議、2013 年のポスト 2015 開発アジェンダに関するハイレベルパネルでのディーセントワークの報告なども受け、今後策定されるポスト・ミレニアム開発目標では、労働・雇用に関する分野の重要性が増していくと考える。日本政府内でも関係省庁間の専門的知見の共有をはかっていただきたい。

## ILO我が国分担金及び任意拠出金の推移

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
我が国分担額(スイスフラン)	65,229,558	64,458,621	44,270,747	45,336,995	43,438,454	41,221,506	41,190,223
(千円)	6,001,120	5,672,359	3,763,015	4,080,331	3,822,585	4,287,038	4,778,067
分担率(% / 順位)	16.632%(2位)	16.632%(2位)	12.535%(2位)	12.535%(2位)	12.535%(2位)	10.839%(2位)	10.839%(2位)
我が国任意拠出額(千円)	153,876	155,016	391,231	446,602	408,659	343,847	348,110
合計	6,154,996	5,827,375	4,154,246	4,526,933	4,231,244	4,630,885	5,126,177

注) 任意拠出金の額にはSKILLS-AP(APSDEP)を除く



## ILOに対する任意拠出の各国順位(2010-2013)

(単位:US\$)

年	2011	2012	2013	2014
順位	①アメリカ ②スウェーデン ③デンマーク ④ノルウェー ⑤カナダ  ⑨日本	①アメリカ ②カナダ ③日本 ④ロシア ⑤オランダ	①スイス ②米国 ③Multi-Bilateral Donors* ④ノルウェー ⑤カナダ  ⑪日本	①アメリカ ②スウェーデン ③ノルウェー ④オランダ ⑤日本
日本の任意拠出金総額	6,122,888	10,360,048	4,496,237	6,042,799
総額に占める日本の割合	3.8%	10.4%	2.5%	6.2%

\* ILO Development Cooperation Dashboard (予算外技術協力資金(Extra-budgetary technical cooperation funding(XBTC))における順位) 2015年4月3日時点。

\* Multi-Bilateral Donors : 政府と民間の合同出資

ILO/日本マルチ・バイ事業等の変遷

	労使関係	労働基準	安全衛生	雇用	女性・子ども	人材養成	不特定・その他
2015	日系企業支援			社会的保護 (モンゴル)			社会保険
2014							社会セーフ ティネット基金
2013				労働者保護の確保 された雇用への移行 支援事業(南アジア)			震災基金
2012				雇用分野セーフ ティネット整備支援 事業(ASEAN)	グリーン ジョブ 戦略支援		
2011	労使関係 プロジェクト(ASEAN)		健康確保対策事業 (ILO-WHOコラボ) (ベトナム)				
2010							
2009							
2008				若年者 雇用機会 拡大事業 (スリランカ)			
2007				移民労働対策 事業 (タイ及び周辺国)			
2006							
2005							JTO 育成事業
2004		中核的労働基準 促進事業			女性 のための 雇用開 発・ 強化事業 (ベトナム、 カンボジア)		
2003							
2002			労働安全 衛生体制・ 管理手法 プロジェクト	障害者 雇用促進 若年者 雇用シンポ			
2001				雇用促進 プロジェクト (中国)			
2000							経済 危機 起因 雇用 問題
1999							
1998	健全 建設的 労使関係 基礎づくり						
1997							
1996		国際労働 基準 セミナー					
1995							
1994			建設業 安全WS	農村部における 就業促進対策 (バングラデシュ、 パキスタン)	女性の就業機会 拡大支援事業 (インドネシア、 ネパール)		
1993			化学物質 安全WS		女性就業 支援・保護		
1992							
1991			機械災害防 止協力		雇用機会均 等セミナー		
1990	労使関係 調査研究・ 教育	中小企業へ の基準周知		農村部における 就業促進対策 (タイ、フィリピン)			
1989			最低賃金政 策の推進				
1988			安全衛生の 確保協力				
1987							
1986					婦人労働の 多様化		福祉厚生 セミナー
1985		賃金制度セ ミナー					
1984			労働条件 改善WS				
1983	労使協議制 度セミナー						
1982		賃金制度 改善スタ ディ・セミ ナー					
1981			労働条件 改善スタ ディ・セミ ナー				
1980							労働市場情 報セミナー
1979			労災防止・ 補償等研修				
1978							労働行政研 究セミナー
1977				労働力計画 地域会議			
1976							
1975							
1974					婦人労働行 政地域会議		

※ 太幅は予算規模5,000万円以上継続の大規模事業。



## 平成26年度労働分野の国際協力の概要

## 1. アジアにおける社会的保護制度整備支援事業

6千2百万円

モンゴルの若年者雇用対策の強化、遊牧民等の社会セーフティネット制度構築支援によって社会的保護制度の充実を図ると同時にその成果をアジア地域に広く普及を図り、同分野における各国の取り組みを促す。

## 2. 南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行支援事業

6千万円

南アジアにおいて全労働者の8割を占める自営業、零細企業等、適切な労働者保護を受けることのできない労働者（インフォーマルセクター）について、労働者保護が確保された雇用への移行の促進を図る事業。

## 3. アジア地域における社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業

1億2千万円

アジア地域における社会セーフティネット構築の基盤となる、政府系調査研究機関の能力向上・ネットワーク化支援、労使関係団体の活動支援、民間援助団体の評価・指導、ネットワーク化、災害への対応支援等、被援助対象のニーズに応じた分野横断的な支援を実施する事業。

## 4. ILO国際研修センターにおける研修プログラム開発・実施事業

3千万円

ILO国際研修センターにおいて、雇用・社会保障政策に関する日本の優れた知見・経験を活用した研修プログラムを策定・実施し、アジア太平洋地域を中心に、各国の雇用・社会保障制度の整備、ひいては地域の発展に貢献する。

## 5. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合

2千5百万円

社会福祉、保健医療及び雇用政策の分野におけるASEAN諸国との緊密な関係をさらに発展させ、また、当該分野での人材育成を強化するため、ASEAN10ヶ国から社会福祉、保健医療及び雇用政策を担当するハイレベル行政官を招聘し、日本及びASEAN諸国間の情報・経験の共有と、中長期的な協力関係の構築を目指し議論を行う。（平成23年度から雇用政策分野のハイレベル行政官を招へいしている。）

6. アジア展開日系企業等ビジネス基盤整備事業

7千2百万円

賃金決定のプロセス、アウトソーシング等の雇用関係法制度、労使紛争解決のための制度等について、政府に対する国際機関（ILO）からの専門家派遣等を通じた現地の規制、慣行等の改善により、日系企業等が活動しやすいビジネス基盤を整備する事業。

7. 国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業

4千2百万円

公的なサポートが行き届かない開発途上国において、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、現地の労働組合・使用者団体と連携しつつ、アジア地域の貧困地域において、社会的に脆弱な人々及びその家族などの組織化（互助団体の設立）し、自律的な組織活動の確立を図る事業。

平成 27 年 4 月

## アジアにおける社会的保護制度整備支援事業概要

## 1 事業概要

モンゴルの若年者雇用対策の強化、遊牧民等の社会セーフティネット制度構築支援によって社会的保護制度の充実を図ると同時にその成果をアジア地域に広く普及を図り、同分野における各国の取り組みを促す。

## 2 事業予算

平成 25 年度	86,051 千円 (拠出金のみ。以下同じ)
平成 26 年度	61,967 千円
平成 27 年度	31,414 千円

## 3 事業期間

平成 26 年～平成 28 年

## 4 事業内容

1. モンゴル、ASEAN において脆弱な人々の所得保障及び就業能力施策の策定及び実施のための能力と知識を高める
  - 1.1 社会的保護強化のための ASEAN 政労使の能力向上
  - 1.2 高齢者保護と若年者雇用に対する政策の知識と経験の共有 (老齢年金、若年者雇用政策及び所得保障の統合政策)
  - 1.3 専門家の活動を通じた高齢者保護、失業者保護、社会サービス実現に関する南南協力の推進 (モンゴルの事例を ASEAN に普及させる)
  - 1.4 ASEAN・モンゴルの政労使向け職業訓練 (Hands-on training) の実施 (失業時保護、高齢時の所得保障)
2. ABND (Assessment Based National Dialogue on Social Protection (ILO)) を通じた社会的保護の拡大、雇用サービス支援、職業訓練の実施に関する優先提言が関係者に承認される
  - 2.1 ABND を通じた省庁間・三者間による協議のための社会保護チーム設立
  - 2.2 ABND の報告書案の作成
  - 2.3 ABND 報告書の普及
- 3 地方の若者等、脆弱な人々の就業能力と所得保障向上のための具体的施策

- 3.1 2つのパイロット地区における労働市場等の調査
  - 3.2 パイロット地区における収入の安定に関連した就業能力プログラムの設計
  - 3.3 地方政府などが若年遊牧民向けの所得保障や積極的労働市場政策等を実施するための能力構築プログラムの実施
- 4 自営業者、遊牧民等脆弱な人々に対する老齢年金適用拡大に向けての具体的施策
    - 4.1 自営業者、遊牧民等向けの老齢年金制度の設計
    - 4.2 政府職員等に対する訓練を通じた社会保障制度運営能力向上
    - 4.3 ILO 102号条約（社会保障の最低基準）批准のための技術支援
  - 5 既存のワンストップショップのネットワークの利用による政策調整、社会保障及び雇用支援サービス実現のための統合メカニズムの向上
    - 5.1 省庁間での政策調整の枠組みの構築
    - 5.2 地方レベルの社会的保護、雇用サービスのワンストップショップの強化
    - 5.3 社会保障や社会的保護の床の重要性についての意識向上キャンペーン

## 5 進捗状況

### ・平成26年

ASEAN 政労使会合（11月）開催時の ASEAN 分野別会合（12月）への提言採択、ASEAN 分野別会合における労使代表者の参加及び行動計画案の採択、「一つの窓サービス（SWS）」に関するモンゴルへの専門家ミッション団の派遣（10月）と概況報告書及びビデオ作成、トリノセンターにおいてモンゴル政府職員へのフェローシップ（公的年金構築）

国連とモンゴル政府による社会保護チーム会合実施と ABND 報告書案の作成  
若年雇用と社会保護に関するタスクフォースの設立（パイロット地区となる2県）、評価実施に基づくパイロット事業の行動計画の作成

遊牧民・自営業者・インフォーマル労働者向け老齢年金制度の設計支援と政労使関係者の合意、政府職員に対するニーズ調査に基づいた訓練の実施

人口発展社会大臣と労働大臣の連名による運営委員会の設立（6月）、パイロット地域の SWS の評価実施

### ・平成27年（予定を含む）

失業保護に関するガイド及び e-learning の公表、ABND 報告書の公表、パイロット事業の開始、老齢年金制度改正案の国会への提出

平成 27 年 4 月

## 南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行支援事業の進捗状況

## 1 事業概要

南アジアにおいて全労働者の 8 割を占める自営業、零細企業等、適切な労働者保護を受けられない労働者（インフォーマルセクター）について、労働者保護が確保された雇用への移行の促進を図る事業。

## 2 事業予算

平成 23 年度 116,170 千円（拠出金のみ。以下同じ）

平成 24 年度 92,285 千円

平成 25 年度 69,826 千円

平成 26 年度 59,454 千円

平成 27 年度 31,454 千円

## 3 事業期間

平成 24 年～28 年

## 4 事業内容

1. 対象地域での規制と政策環境がフォーマル化を促し、インフォーマルのリスクに対する保護となる
  - 1.1 登記されていない小規模企業及び自営業者のフォーマル化の誘因及び阻害要因が分析され、対処される。
  - 1.2 インフォーマル労働者のフォーマル化、フォーマル労働者のインフォーマル化の誘因及び阻害要因が分析され、対処される。
2. 対象地域において、仕事が豊富な成長戦略と総合的なフォーマル化支援を通して、フォーマルな仕事を推進する
  - 2.1 仕事が豊富な成長戦略が対象地域で実施される。
  - 2.2 フォーマル化の準備が整ったグループが格上げとリスク軽減サービスにリンクされる。
3. フォーマル化の推進についての好事例及びツールによって、南アジアの国民及び国レベルの利害関係者が理解を深める
  - 3.1 WEB ベースによる知識共有と監視のための基盤が開発され、機能する。
  - 3.2 プロジェクトの好事例、文書、ビデオを共有する。
  - 3.3 国レベルの政労使及び他の利害関係者がフォーマル化のための取り組みに係る国際経験を積む。

## 5 進捗状況

### ・平成24年

インド、ネパールにて知識共有のためのワークショップを開催（12月）

### ・平成25年

労働市場関係者への調査の結果、3か国にて、地方での事業対象となる業種が特定される。ネパールにおいては、企業のフォーマル化、起業支援等を通じたフォーマル化のための事業を開始。

インドにて、インフォーマル経済対策に関する地域レベル（Sub-regional）でのワークショップを開催（5月）。

ネパールにおいては、労働法改正、雇用政策の改善に向けた支援、地方レベルでの政策対話を実施。

知識共有と監視のための2つのウェブサイトを開設

インフォーマル経済対策に関する教材をトリノセンターとともに開発 等

### ・平成26年

ネパールにおいて、零細企業及び自営業者に対する登録・免許に関する情報キャンペーン、地域事務所の企業登記データベースの開発支援、起業家訓練の実施  
バングラデシュにおいて、新労働法に関する政労使向け研修、建設労働者に対する職業訓練を実施

インドにおいて、ネパール・バングラデシュからのスタディツアー受入  
三カ国政労使参加による地域レベルでのワークショップ（4月、ネパール）、トリノセンターの資金援助によるグローバルアカデミーへの政労使代表者の参加（トリノ）、フォーマル化に関する報告書等の作成、関係者に対するニュースレターの発信開始

平成 27 年 4 月

## ILO/日本社会セーフティネット基盤整備支援基金概要

## 1 概要

社会セーフティネットが未整備の国が多いアジア地域を対象として、その基盤を構築するための機動的な支援を行うための基金であり、日本政府が全額を拠出して ILO アジア太平洋総局に設置したものの。

## 2 基金運営状況

23年6月	基金に係る枠組文書の交換
24年7月	専属マネージャ配置
	第1回選考委員会開催（9件採択）
25年1月	第2回選考委員会開催 （フィリピンミンダナオ島災害対応1件採択）
25年7月	第3回選考委員会（11件採択）
25年12月	第4回選考委員会 （フィリピン台風30号被害支援1件採択）
26年1月	第5回選考委員会（3件採択）
26年9月	第6回選考委員会（7件採択）※26年1月第7回は採択されず
27年3月	第8回選考委員会（2件採択）
27年5月	第9回選考委員会（ネパール地震対応1件採択）

## 3 採択状況

## (1) 第1回採択

申請状況 22件 計約451万ドル

採択状況 9件 計約82万ドル

## (2) 第2回採択（フィリピン・ミンダナオ島災害対応）

申請状況 1件 約10万ドル

採択状況 1件 約7万5千ドル

## (3) 第3回採択

申請状況 22件 計約416万ドル

採択状況 11件 計約154万ドル

(4) 第4回採択（フィリピン台風30号被害支援）

採択状況 1件 計50万ドル

(5) 第5回採択

申請状況 4件

採択状況 3件 計約33万ドル

(6) 第6回採択

申請状況 21件

採択状況 7件 計約86万ドル

(7) 第8回採択

採択状況 2件 計約28万ドル

(8) 第9回採択（ネパール地震対応）

採択状況 1件 計約10万ドル

4 予算額

平成23年度拠出額	120,859千円
平成24年度拠出額	104,044千円
平成25年度拠出額	141,099千円
平成26年度拠出額	122,402千円
平成27年度拠出額	108,687千円



ILO日本社会セーフティネット基盤整備支援基金で行う事業

平成27年6月現在

分類	番号	届出 (24年7月)	事業名	対象国 実施主体	予算 (USD)	事業 期間	事業目的	事業計画	進捗状況
ア・政府系調査機関	1	第1回 (24年7月)	カンボジア国家社会的保護戦略の社会的保護提供システムの実現支援 Supporting the implementation of the social protection delivery system (PEOPLE Services) of the national social protection strategy of Cambodia	カンボジア ILO Country Office for Thailand, Cambodia and Lao PDRならびにカンボジア政府	59,868	16月	カンボジア政府と共同して、PEOPLEサービス(女性や障害者などの社会的弱者が既存の雇用支援やリハビリなどの社会的保護に関する情報を提供し、利用可能とするサービス)を普及させ、カンボジアにおける社会的保護の基盤を整える。	・制度設計がカンボジア政府によって承認される。 ・MIS(管理情報システム)の構築設計が法的文書によって公表される。 ・PEOPLEサービスが、県、地区、共同体、村落レベルで構築される。 ・PEOPLEサービスの管理、運営が開始される。 ・コミュニケーションプラン(情報媒体、NGO等のネットワーク、ワークショップを通じてPEOPLEサービスの普及啓発)が受益者に届くように開発される。 ・PEOPLEサービスに対する監視・苦情を受理するための制度が構築される。 ・第三者監視委員会を組織し、進捗状況や予算等を監視する。カンボジア政府はPEOPLEサービスの結果について、教育・就業等をレポートで作成し、他のASEAN諸国に就業を普及させる。	・関係者との協議の結果、PEOPLEサービスの実施マニュアルが起草される。 ・ユーザーマニュアルの準備等について準備作業を行っている。 ・国家社会保護基金と関係者が社会保護案件について同じシステムの使用について合意すること成功。 ・中長期的なプランを形成するためのアセスメントを実施。 ・法的文書において、この枠組みを取り込む(位置づけ)ための検討を実施。  (支援期間終了)
ウ・民間援助団体	2	第1回 (24年7月)	起業閉鎖に基づく、コミュニティを導いた取り戻された脆弱な人々の支援 Empowering marginalised and vulnerable populations through community based entrepreneurship development	カンボジア、タイ、ラオス ILO Decent Work Team Asia Pacific	139,040	12月	NGOを活用し、CBED(コミュニティエンタープライズ)企業開発研修(地域レベルで自力で起業できる能力を育成する)を通じて、HIV感染者の多い地域など脆弱な地域の個人や、雇用を確保し、起業するための能力を獲得できるようにする。	・雇用促進:より多くの女性と男性が生産性の高い雇用、テラセントワーク、収入の機会にアクセスできるようにする。(CBED研修(コミュニティエンタープライズ企業開発研修)の制度設計) ・技能開発:技能開発によって労働者の雇用可能性、企業の競争力、成長の広がりが促進される(取り戻された人や脆弱な人々に起業のための技能を付与・合意援助として事業を始めるようにする)。技能訓練・ワークショップの開催 ・労働条件:女性と男性が、より公正な労働条件を得る(ニーズにあわせ労働条件を調整し、起業できるようにする)。ワークショップの開催。 ・HIV/AIDS:労働の世界が、HIV/AIDSの感染に効果的に対応する。ワークショップを開催し、HIVキャリアの可能性について、普及啓発活動を実施する。 ・労働の場の差別:雇用と職業の差別を排除する。(収入を得るための仕事へのアクセスを容易にし、起業を奨励する。ワークショップの開催)	・プロジェクトの目的と社団を関係者に説明 ・プロジェクトの詳細を説明、プロジェクトを実施する地元組織、コンサルタントを委任 ・最終的にコンコクトドローニングワークショップを実施。(原則として、講師派遣型ではなく、テキストを用い、かつ参加者が相互にノウハウを提供しあうのが実施) ・移民労働者向け特別トレーニングを開発・実施。 ・HIV/AIDS感染者を含め、性的産業従事者に対しての起業支援トレーニングを実施。  (支援期間終了→継続フェーズへ)
ア・政府系調査機関	3	第1回 (24年7月)	東ジャワ州社会的保護戦略の「二つのセーフティネット」の実施支援 ILO Country Office for Indonesia	インドネシア ILO Country Office for Indonesia	100,000	12月	東ジャワ州の女性やHIV感染者に対し、SWI(セーフティネット)雇用・教育・健康に関する支援を通じて生活水準と健康の向上のためILOがカンボジア、タイ、インドネシアで行っている活動を提供し、収入の確保、最低限の社会的セーフティネットへのアクセスを確保する。	・東ジャワ州の都市部と農村におけるSWSのための組織設立支援(金融、ワークショップの開催) ・SWSを管理運営するためのMIS(管理情報システム)の開発支援。 ・SWSのための包括的なツールキットとリサーチ手法の開発支援 ・ILOのための包括的なツールキットとリサーチ手法の開発支援 ・SWSの実現に向けた取組の進捗(訓練の実施)の支援 ・モニタリングと評価	・インドネシア政府がプロジェクトの詳細を決定後、プロジェクトに関する公式文書を出す ・ILO、マルク州との間で、プロジェクトの継続性確保に向けた覚書や交換文書を出す ・ILOと東ジャワ州との間で、覚書や交換文書に基づく内容調整を行った。 ・東ジャワ州とマルク州それぞれで、ワーキンググループを立ち上げ、現在、関係者からのインプットを整理中。 ・2013年11月に東ジャワ州とマルク州それぞれで、技術的見地からの協議を実施。  (支援期間終了)
オ・災害時等	4	第1回 (24年7月)	ミャンマーにおける紛争後のコミュニティでの雇用と社会保険に備える二つの調整 → 平和を切り拓いて Breaking the Ground for Peace with Action on Forced Labour Phase 1 of a Comprehensive Technical Cooperation Program Addressing the Needs of the Most Vulnerable in Myanmar Decent Work Program for Myanmar	ミャンマー Office of the ILO Liaison Officer, Myanmar tripartite constituents, Most Vulnerable in Myanmar Decent Work Program for Myanmar	100,000	5月	2012年3月にILOとミャンマー政府との間で策定された強制労働を排除するためのアクションプランの実現に向けた取組を実施。	・強制労働撲滅の一環として、地域において労働者を正当な手段で活用したインフラ整備を実施。その具体的な行動のためのニーズ調査と選定可能な枠組みを構築する。 ・事業は現場での聞き取り調査、元従業員との調査の他、政府及び労働団体と協力し、セミナー又は研修を適宜実施。	・政府軍の一派であったカレン族と議論、調整を行った。 ・政府軍と紛争が行われていた地域において、地元住民等からのインフラに関するニーズの調査を実施。 ・今後の復興作業とその後のメンテナンスに係るワークショップを実施。 ・二つの調査の結果として、飲み水の供給に係る復興支援に当たり、詳細やワーキンググループについて関係者と協議。  (支援期間終了)
ア・政府系調査機関	5	第1回 (24年7月)	カイラル・バクトゥンク県における社会的保護の拡張 → 社会的保護の基盤の強化 Extending social protection floor in Khyber Pakhtunkhwa Province through building a social protection floor within the framework of a social protection policy	パキスタン ILO Country Office for Pakistan パキスタン政府、NGO、国連機関	146,222	1年	カイラル・バクトゥンク県に既に存在する社会的保護の拡張 → 社会的保護の基盤の強化 Extending social protection floor in Khyber Pakhtunkhwa Province through building a social protection floor within the framework of a social protection policy	・継続的能力:KPH(Khyber Pakhtunkhwa)政府・労働団体等の組織を超えたタスクフォースを設立する。 ・全国レベルでの意識啓蒙:社会的保護の基盤の考え方を国家政策の議論に盛り込む。 ・職レベルでの対話を通じ、既存の社会的保護活動の上に社会的保護の基盤を構築する。失業の再編成を議論。 ・保護の基盤を定めるための実施可能な政策を特定する。 ・社会的保護の基盤の拡大のための政策の枠組みを開発。	・カイラル・バクトゥンク県を中心とする社会保護政策のマップを作成。 ・現在、地域においてカイラル・バクトゥンク県を調査中。 ・調査結果を基に、政策フレームワークを策定中。 ・調査結果を基に、政策フレームワークを実施。 ・UN諸機関やGIZ(ドイツ国際協力機構)とも連携。  (支援期間終了)

ILO日本社会セーフティネット基盤整備支援基金で行う事業

平成27年6月現在

分類	番号	採択	事業名	対象国 実施主体	予算 (USD)	事業 期間	事業目的	事業計画	進捗状況
ア・政府系調査機関	6	第1回 (24年7月)	補足的拠出: マルチハブプログラムに 関する日本へのスタディ・ツアー レポートにより、ベトナムとカンボジ アにおいて安全衛生に関する日本 の経験から学ぶ project Occupational safety and health in hazardous work in Southeast Asia- Activities Study visit to Japan - Learn from Japanese experiences on OSH for Viet Nam and Cambodia	ベトナム、カン ボジア ILO LOPE ベトナム政府 カンボジア政 府	79,100	1週	労働安全衛生(OSH)が導入されていない、ベトナム、カンボジアに対し、日本の労働安全衛生(OSH)の役割などを学んでもらう。	ベトナム、カンボジアから日本へのスタディ・ツアー 以下、事項について調査を行う。 ・ベトナム、カンボジアから日本へのスタディ・ツアー ・ILO LOPE ・ILO LOPE ・ILO LOPE	カンボジアから日本へのスタディ・ツアーが2012年9月に実施された。 また、ベトナムから日本へのスタディ・ツアーは2013年1月に実施され た。 共に、労働安全衛生の先進国である日本の実情や各種対策を実施して見 たり、関係者からの説明を聞くことができ、両国の政府関係者からは高 い評価を得ることができた。 (支援期間終了)
ア・政府系調査機関	7	第1回 (24年7月)	インドにおける社会的保護の取 組 Study on a National Social Protection Floor in India	インド ILO DWT /OO, NEW Delhi	37,500	2月	インドにおける社会的保護について、法制度等 の現状を把握、分析し、もつと不利な立場に あるインフォーマルセクターの労働者への社 会保護に関する適切な手段と行動指針をイン トの専門家とともに導き出す。	以下の事項について調査を行う。 ・インドの社会保護、社会保護に関する法制度の背景 ・社会保護に関する政府・NGOの組織配置の現状 ・人々が現在利用可能な社会保護と社会的保護の種類と特徴と組み合わせ、ILOの目標達成に向けた多様な関係者プログラムに基づいて検討された社会 保護拡大計画 ・ILOの調査結果をもとに分析を行い、もつと不利な立場にあるイン フォーマルセクターの労働者への社会保護に関する適切な手段と行動指 針を導き出す。	研究者が2012年10月に選定され、インド国内の社会保護、社会保護に 関する調査を開始。 ・2013年2月にレポートが研究者から提出される。 ・2013年4月に調査報告と著書を兼ねたワーキングショップを開催。 (支援期間終了)
オ・災害時等	8	第1回 (24年7月)	アジア太平洋地域におけるILO緊 急対応チームの準備と能力の向 上 Training workshop/Enhancing the readiness and capacities of the ILO rapid response team for Asia and the Pacific	アジア太平洋 地域 Policy and Programmes, ROAP	54,122	7月	大規模な武力紛争・自然災害・感染症後の履 用回復を迅速に行うため、ILOのアジア・太平 洋地域における危機対応能力を向上させる。	・ILOのアジア太平洋地域の緊急対応チームのメンバーが決定される。 ・既存のILO危機対応マニュアル等を参考に、メンバーの研修を行う。	トレーニングワークショップの方針、メンバーの決定が決められている。 管理職クラスを対象としたワーキングショップを2013年8月に開催。 (支援期間終了)
ウ・民間援助団体	9	第1回 (24年7月)	NGOのキャパシティとネットワーク の強化によるスリランカのHIVキ ャリアの社会的保護 Improving social protection for people living with HIV in Sri Lanka by building capacity and strengthening networks of PLHIV NGOs	スリランカ ILO Colombo	100,000	24月	HIV患者が経済的困難にあるスリランカにおい て、NGOによるワーキングショップや職業訓練を通 じてHIV患者に対する社会保護に関する知識 の普及と技能開発、また使用者側への教育 を通じてHIV患者に対する差別の撤廃を目的 とする。	・雇用促進、より多くの女性と男性が生産性の高い雇用（サービス・セクター） ・収入の機会にアクセスする（HIVキャリアの雇用可能性向上） ・技能開発、より高い雇用可能性と従って自身の事業活動を開始するため、 HIVキャリアの技能を高める。 ・社会保護、より多くの人がよりよく管理され、より男女平等の進んだ社会 保護の恩恵にアクセスする（HIVキャリアを対象とした社会的保護スキーム の紹介） ・労働条件：女性と男性が、より公正な労働条件を得る（HIVキャリアに対 する差別をなくし、適切な荷重を与えるために使用者とともに活動する）。 ・労働安全衛生：職員の労働安全衛生条件の向上による労働者と企業の 利益（労働者をHIVから保護することと職員のHIVキャリアの健康のための 措置へのアクセスを付与することについて、説明するための使用者側との 対話。） ・HIV/AIDS：労働の世界が、HIV/AIDSの感染に効果的に対応する。HIVと AIDSに対応した職場政策と効果的な実施のための使用者との対話。 ・職場の差別：HIVキャリアへの差別をなくすため使用者を説得する。	・必要ない技術開発の内容、プロジェクト協力者や使用者と事業のスケ ジュールの調整 ・HIV患者を支援するNGOとワーキングショップを実施、行動計画を策定 ・NGOとしての管理能力向上に関する支援、研修も実施。 ・差別の一つの形態ともみなされる生命保護・医療保険等への加入拒否 に関して、保険会社と労働者が関連事項を調整。 (支援期間終了)
オ・災害時等	10	第2回 (25年1月)	地方の道路修繕及び補修を通じ た、パロ台風の影響を受けた貧 困及び脆弱な家庭のための収入 支援及び生活復旧のための向上 支援 Developing a social safety net: Capacity building for income support and livelihood recovery for poor and vulnerable families affected by Typhoon Pablo through Labour-based rural road repair and maintenance	フィリピン ILO Country Office, Manila	75,000	12月	パロ台風の影響を受けた住居に初して、す ぐ収入となるような短期の職業機会を提供し、 中期的な生活支援を実施。	・短期収入を得るための道路修繕作業を提供。 ・道路修繕及び補修の提供などのインフラの回復を地域コミュニティベ ーで進めるためのワーキングショップ開催、事業計画作成能力向上のための 研修 ・復旧・復興後のインフラ整備を実施するためのスキル向上につながる、 長期的な雇用にも繋がる。 ・今回の結果を国レベル、ILOレベルでの緊急雇用ガイダンスなどの施 策に結びつける。	フィリピン内務省と共同で、活動分野について調整、フィリピン政府が活 動費用として別途3百万ドルを準備。 ・地域別の活動を行うに当たってエンジニアを複数採用し、復興作業に係 る支援を実施。 ・2013年7月にフィリピン内務省とワーキングショップをミンダナオ島で共同開催 する等、各種復興事業を実施。 ・他の資金スキームも併せ、地域の重要インフラである道路の補修作業等 を実施。 ・2014年秋までに、道路補修率に係るガイドラインを3種策定。 (支援期間終了)



ILO日本社会セーフティネット基盤整備支援基金で行う事業

平成27年6月現在

分類	番号	採択	事業名	対象国 実施主体	予算 (USD)	事業 期間	事業目的	事業計画	進捗状況
ア・政府系調査機関	16	第3回 (25年7月)	ネパールの(SHIELD)プロジェクトにおける職業安全衛生の発展: Occupational Safety and Health Development in Nepal (SHIELD) Project	ネパール ILO カトマンズ	150,000	24月	・ネパールの労働安全衛生の現状に關し、外務省のコンサルタントからの評価報告、現状を把握した上で、ネパールの労働安全衛生を改善するための訓練プロジェクトを実施する。 ・ネパールの労働安全衛生を改善するための訓練プロジェクトを実施する。 ・ネパールの労働安全衛生を改善するための訓練プロジェクトを実施する。 ・ネパールの労働安全衛生を改善するための訓練プロジェクトを実施する。	・労働安全衛生及び労働監督評価活動についてTORを準備、外部コンサルタントによる評価報告を作成する。その評価による知見、提言に基づき、ネパールパートナーと協議の上、労働安全衛生及び労働監督制度の改革のための国家行動計画を作成し、国際労働基金に沿って実施性を高める。また、労働安全衛生プロジェクトを開発する。 ・雇用労働者の労働安全衛生プロジェクトについて技術的能力の分析を実施する。その結果、外部コンサルタントによる提言を実施し、その提言に基づき、労働安全衛生及び労働監督に関する法規制定と国際労働基準との整合性について分析を実施し、提言された基準と物差しに対応した現在の法規制定の修正案を作成する。政府を支援して法律案を審議し、施行に向けて上上げる。 ・労働者、使用者の代表者に向けて労働安全衛生、労働監督等の訓練を行う。また、労働者、使用者向けの労働安全衛生及び労働監督に関する配布物を作成、印刷、配布を行う。 ・WDWEPのためのパッケージをパートナーと協定するための関係、実施のタガログ語に翻訳する。 ・WDWEPの方法論の導入に焦点をあてたマニラでのワークショップを実施し、その後、他の都市でも実施する。 ・ILOからの技術的支援を受け、WDWEPパッケージを実施する。 ・参加者、パートナー、関係者、ILOからの評価アンケートに基づいてWDWEPパッケージを改訂する。 ・マニラ、事例研究、好事例となる新たな知見の共有のために、WDWEPからの卒業生、パートナー組織、ILOが利用できるWDWEP活動コミュニティを構築する。 ・WDWEP実施のためのNGOとの経験の共有、他のNGOへの働きかけ実施。 ・長用制度の開発、訓練評価、訓練後の進捗把握のためのWDWEP卒業生とのワークショップ実施	
ア・政府系調査機関	17	第3回 (25年7月)	女性の家庭労働者強化プログラム(WDWEP);女性家庭内労働者自身の地域社会に提供した支援ガイドと経済力の強化: Women Domestic Worker Empowerment Program (WDWEP): A Community Based Facilitation Guide for Women Domestic Workers' Self and Economic Empowerment	フィリピン ILO マニラ	117,645	18月	・フィリピンの関係団体と共にWDWEPの内容を決定し、実施すること。女性、家庭内労働者、若者の社会的経済的状況を理解し、さらには金融、教育などの基本的な経済機会を整理し、それらから知識を得るための目標設定や目標達成のための具体的な計画を立てることに取り組む。 ・ワークショップでのフィードバックやフォローアップを通じて、NGOや地域社会とともにWDWEPを継続する環境を整備する。	・教育ツール(ガイドブック、パンフレット等含む)を決定。 ・政府及び関係機関と各種協議を同時実施。(対面及びスカイプ) ・調査票の作成及び配布について開始。 ・ILO、地方、地方レベルでの関係者間協議を同時実施。各種労働組合や市民団体(セリサス)等系系若者団体を含む)との協議を実施。関係者レベルでの協議では、事業の進捗モニタリングやその他の事業運営についても。 ・主にダバオ市、ミンダナオ島において、労働組合と協働し、家事労働者に対しての技術的支援を実施。	
ウ・民間援助団体	18	第3回 (25年7月)	地域社会に根ざした起業精神を奨励する活動: 地元の強化(フェーズ2)のためのエンパワーメント Marginalised and vulnerable populations through community based entrepreneurship development Supplementary Funding for Phase #2: Innovation and Acceleration	カンボジア フオス タイ ILO バンコク	94,081	12月	・脆弱な人々に対し、地域社会に根ざした起業支援(CBED)トレーニングをNGOと共に実施する。 ・社会セーフティネットサービスを提供するNGOのためにCBEDの活用を説明するワークショップを開催し、NGOへの継続的な支援の実施。CBEDのモニタリングを行う。 ・訓練を提供するにあたり、NGOやFinancial service providersなどのネットワークを構築する。 ・脆弱な人々からCBEDを利用できるようなトレーニング後も支援が得られるCBEDプログラムを開発する。	・フェーズ1に続き、起業活動に係るワークショップを随時開催中。(基本原則に、講師による座学形式ではなく、勉強会の形式をとる。 ・親良運地域での活動が活発であり、特にタイ北部のカレン族の難民キャンプにおいては、他キャンプによる生活再建活動に経済的機会を付与する活動を実施。(タイの英語スキルを向上させる活動を取り上げ、日本労働財団(JILAP)と連携、情報交換を行いつつ、進捗促進に向けた取組を実施。例として、2014年12月初頭には、JILAP主催ワークショップ(於アユタヤ)に参加。 ・成果の共有に向けたウェブページでのプラットフォームも作成。 ・第3フェーズの開始に向け準備中。(事業自体は他のリソースを使って継続実施中) (支援期間終了一継続フェーズ)	
オ・災害時等	19	第3回 (25年7月)	太平洋地域における下位地域の災害対応能力を強化するための訓練: Sub-regional Capacity Development Training on Disaster Response for the Pacific	フィジー バブアニューギニア ソロモン諸島 ウアヌアツ ILO ROAP	80,000	6月	・自然災害に感ずる太平洋諸国における家計や雇用を中心とする社会セーフティネットの強化を実施する。4日間のトレーニングワークショップを通じて、中央地方政府、労働組合、使用者団体の能力強化を図る。	・ソロモン諸島、バブアニューギニアにおいて、5カ国の政府関係者を対象として、2013年11月15日におけるトレーニングワークショップを実施。プラットフォームにおいてワークショップ活動を実施。プラットフォーム活動の成果は、今後の各国における災害(主に水害)対応ツールとして活用される。 (支援期間終了)	
ア・政府系調査機関	20	第3回 (25年7月)	アジア太平洋における社会セーフティネットの実現に資する好事例を可視化し促進させるための地域プロジェクト: Regional Project to Enhance Visibility and Promotion of Good Practices in the Implementation of Social Safety Net Policies in Asia-Pacific	アジア太平洋 ILO ROAP	49,757	6月	・SSN基金やマルチチャネルプログラムなどの事業成果(ASEAN)における失業保険や雇用サービスに関する専門家、前アジアにおけるインフォーマル経済のフォーミュラ化に関する事業を映像化し、ILOのウェブサイトにアップし、ダウンロードできるようにする。	・ILO/日本マルチチャネル事業として実施中の雇用関係支援プロジェクトに閉じて、パートナーの雇用関係支援に資する取組について動画を作成し、広報媒体として活用。 (YouTubeに投稿) ・タイを中心に活動している起業プログラムについても、広報媒体を作成。これまでに、キノコ栽培による生活支援に係る映像を作成。 ・本件と併せ、主要国誌2紙(Nation誌、EmphokPost紙)を通じて、SSN基金支援によるプロジェクトを紹介。 ・スリランカで実施中の児童労働削減プロジェクトについても、広報映像を作成中。	

ILO日本社会セーフティネット基盤整備支援基金で行う事業

平成27年6月現在

分類	番号	採択	事業名	対象国 実施主体	予算 (USD)	事業 期間	事業目的	事業計画	進捗状況
ア・政府 機関系調査	21	第3回 (25年7月)	ミャンマーにおける強制労働に 関する法制化と国内外への情報 発信のための準備作業の支援 Supporting Myanmar for transparent enforcement of labour legislation, skill development and preparatory work for the information transmission	ミャンマー ILO ROAP	100,000	12月	・ILOROAPの専門家派遣して、労働行状 に関するミャンマー政府職員に強制労働に 関する法制化のための技術支援とトレーニン グを実施。 ・労働法制とその執行に関する情報収集と 効果的な情報発信の伝達方法についてワー クショップを通じて調査する。	・ミャンマー政府との面談を通じて支援や助言を行う範囲を検討する ・円滑な実施のためのミャンマー政府に技術的助言や人材への訓練を行 う ・法律や実務の施行、労働統計に関して情報収集を行う ・取集した情報について効果的に伝達できる手段を提案する ・労働者及び労働市場に入る若者のためのスキル開発に関するニーズ分 析を行う ・調査及び情報収集を通じて、スキル開発方法を導入するための効果的 な手段を調査する	・ミャンマー国内において、労働者及びその他の関係者が所管する職業訓 練施設とそのキャリアパス、また、労働者と各行間の役割分担について 調査を実施。 ・併せて、政府使の関係者から、職業訓練に係るニーズの聞き取りを实 施。 ・2015年2月-3月に、社会保険関連法令の施行に係る情報収集等を実 施。報告書を作成。 (支援期間終了)
オ・災害時等	22	第2回 (25年12 月)	フィリピン台風30号被害支援 Support to the ILO Response Framework "Philippines Super Typhoon Haiyan, Rebuilding Sustainable Livelihoods"	フィリピン ILO ROAP	500,000	12月	・2013年11月のハイエン台風によるフィリ ピン被災者の生計手段回復を支援する。	・ハイエン台風による被災者の生計手段回復として、台風のために仕事や 収入源を失った被災者に対して、有給での復旧活動への参加を支援する とともに、技能訓練等を実施する。	・SSN基金は主にセブ北部とボホール島で活用。 ・北セブ島では、400名以上に對して職業訓練を実施中。 ・現地NGOとも協力して、復興作業に当たつての保護具の使用、最低賃 金の確保、社会保険納付を支援。 ・フィリピンからも専門家が短期派遣され、復旧活動に係る労働政策の実施 を支援。 ・緊急失業対策としての延べ16000日分の復旧作業を始め、ボホール地 域、北セブ地域で延べ50000日分の雇用を創出。(給与自体は他の資金ス キームより) ・本基金を核とした事業遂行を通じILOマニラ事務所自身のキャリアサティ 強化にも貢献。
ウ・民間援助団体	23	第5回 (26年1月)	搾取労働に被害者おそれの ある児童の労働に対する選定地 域での補償サービスによる社会保 護 Social protection for families of children at risk of exploitative employment through strengthening of supplementary service provision in selected locations	スリランカ ILO コロンボ	149,974	24月	・プランテーション内で労働に従事する児童自 身、また、その家族に対してのケアを行うこと により、適切な保護を図る。 ・それら児童が学校教育を受けられるような措 置をとる。 ・これら対策を通じ、プランテーションを省め社 会・経済的機会を拡大を図る。	・対象地域の関係者との協議を実施。プランテーション所有企業に對して リスクリテラシーを普及。 ・地所を有する家族を調査(アセス)するための準備・配布を行いつつ、現 地調査を2014年7月に改めて実施。 ・これまでに、地域の商工会議所を対象とした5つの支援プログラムに着 手。 ・これまでに、児童保護を業務とする政府職員に對し、3回の支援・研修プ ログラムを実施。 ・地域の児童支援センターに對し、教材作成等の支援を実施。	
ア・政府 機関系調査機	24	第5回 (26年1月)	カイバル・パクト州において 社会的保護の取組 - 社会的保 障の強化と労働者に対する 保護の強化 Extending Social Protection in Khyber Pakhtunkhwa Province through building a Social Protection Floor within the framework of a Social Protection Policy	パキスタン ILO Country Office for Pakistan パキスタン政 府、NGO、国 連機関	80,000	24月	・カイバル・パクト州に全面的保護 と基本的医療や社会保障を契機とされる社会的 保護の取組を目的とする。	・組織的能力: KPH(カイバル・パクト州)政府・労働者団体等の組織 を超えたタスクフォースを設置する。 ・全国レベルでの意識啓蒙、社会的保護の取組の考え方を国家政策の議論 に盛り込む。 ・県レベルでの対話を通じ、既存の社会的保護活動の上に社会的保護の 取組を構築する取組の詳細を調査。 ・保護の取組を始めるための適切な政策を特定する。 ・社会的保護の取組の拡大のための政策的枠組みを開発。	・カイバル・パクト州ワラントワラントの中心地であるベンジャワールで、臨時関係機 関によるミーティングを開催 ・現在、地域においてカバーされている社会保険政策のマップングを実施 すると共に、政策プランニングワークショップを策定中。 ・調査活動と並行して実施。 ・UN諸機関やGIZ(ドイツ国際協力機構)とも連携。
イ・労働関係 団体関係	25	第5回 (26年1月)	労働者に対する労働環境 改善に関する研修プログラム Training programme for improving workplace under bipartite/tripartite cooperation	アジア地域の 複数国 ILO-ROAP	100,000	12月	・日本等の先進事例に学びつつ、労働環境の 改善を、労使協議の下、win-winの関係となる ことを目指して実施する。	・安全衛生に関して、先進事例を学ぶスタディヴィジッツを実施する。 ・現場に配慮した労働環境に関して、実践をとりまき法形で研修を実施す る。	・ハンガリー、フィリピン、インドネシアの政府関係者について、日本に派遣 (2014年6月16日-20日)、日本の安全衛生推進策の実例を学ばせた。 ・フィリピンにおいて、現場に配慮した形で、更に5S活動を組み合わせた 実践的な知識付与を目的としたワークショップを開催した(11月中旬)。 (支援期間終了)





平成27年4月

## ILO国際研修センターにおける研修プログラム開発・実施事業の進捗状況

## 1 事業概要

ILO国際研修センターにおいて、雇用・社会政策に関する日本の知見・経験を活用した研修プログラムを策定・実施し、アジア太平洋地域を中心に、各国の雇用・社会保障制度の整備、ひいては地域の発展に貢献し、あわせて我が国のプレゼンスを高める事業。

## 2 事業予算

平成25年度	30,831千円
平成26年度	29,570千円
平成27年度	31,326千円

## 3 事業期間

平成25年度開始

## 4 事業内容

- ・能力開発分野における研修センターの知識ベースの拡張及び強化
- ・研修カリキュラム及び関連する研修資料の策定
- ・個別研修コースの促進ツール開発
- ・研修コースの組織、提供及び評価

## 5 進捗状況

- ・平成25年（9月～12月）  
キャリアガイダンスに関する研修（10月）、能力開発に関する研修（12月）
- ・平成26年（1月～12月）  
雇用サービスに関する研修（2月・8月）、キャリアガイダンスに関する研修（4月・6月）、スキルのニーズに関する研修（10月）、職業訓練施設の運営管理に関する研修（11月・12月）
- ・平成27年（1月～8月）  
職業訓練施設の運営管理に関する研修（2月）、能力開発施設の財務に関する研修（3月）、能力開発に関する研修（5月）、キャリアガイダンスに関する研修（6月）



平成27年4月

## アジア展開日系企業等ビジネス基盤整備事業の進捗状況

## 1 事業概要

インドネシア及びベトナムにおいて、賃金決定のプロセス、アウトソーシング等の雇用関係法制度、労使紛争解決のための制度等について、政府に対するILOからの専門家派遣等を通じた現地の規制、慣行等の改善により、アジアに展開した日系企業等が活躍しやすいビジネス基盤を整備する事業。

## 2 事業予算

平成26年度 70,454千円（拠出金のみ。以下同じ）

平成27年度 72,187千円 ※平成27年度から、労働基準改善事業も含めた形で実施

## 3 事業期間

平成27年～平成29年

## 4 事業内容

【インドネシア】GBA、OSH、IRプロジェクトの好事例共有による持続可能で包括的な成長のための職場と産業（平成26年度：562,721米ドル）

*アウトカム1 持続可能で包括的な成長に寄与する職場と産業の成長のための政策対話と制度面での能力の強化*

- 1.1 国レベル・地域レベルの労使関係の政策展開について収集し、普及する。
- 1.2 政労使に関連したASEANの労使関係政策に関するポジション・ペーパーを最低2つ作成し、ASEAN政策立案者に伝達する。
- 1.3 毎年、労使関係に関する地域セミナーを開催する。
- 1.4 労使関係のテーマに関する知識源を、ILOのWebプラットフォームや他の仕組みを通して広く共有し、推進する。
- 1.5 持続可能で包括的な成長のための職場と産業の推進に関する地域セミナー及び国レベルセミナーを開催する。
- 1.6 持続可能で包括的な成長を促進する職場と産業を支援するための公共政策に関する好事例と教訓をマッピングし、まとめる。

*アウトカム2 産業分野と職場の持続可能性と競争力を促進するための地域の政労使組織と支援体制の強化*

- 2.1 政労使三者フォーラムにおいて産業レベルでのビジョンと優先行動を確認する。
- 2.2 生産性向上、環境管理、職場環境について労働者及び使用者を支援する実践的なツール、アプローチを用いて、産業の支援体制を向上させる。
- 2.3 企業が経験した、実務的な修正点や教訓について、国レベル・国際的な政策フォーラムに資するよう、文書化し、集約する。

【ベトナム】アジアにおける社会的責任のある労働慣行を通じた、より多くのより多い仕事（平成26年度：160,608米ドル）

*アトカム 1 ベトナムのエレクトロニクス分野の多国籍企業及びその直接サプライヤーにおける社会的責任のある労働慣行の強化*

1.1 ベトナムのエレクトロニクス分野において、社会的責任のある労働慣行に関する一般的な知識ベースを構築し、社会的責任のある労働慣行を促進するためのパートナーシップ・アプローチを発展させるための調査を行う。

1.2 多国籍企業及びその直接サプライヤーにおける社会的責任のある労働慣行を促進するため、政労使三者等による対話プラットフォームを確立し、国家行動計画を採択する。

1.3 社会的対話の改善等を通して、職場におけるコンプライアンス及び良い企業統治の文化を強化する。

1.4 外国直接投資または多国籍企業による投資の投資国（日本）と投資受入国（ベトナム、インドネシア、SSN基金事業の対象国であるミャンマー、パキスタン）間の効果的なパートナーシップモデルを特定する一環として、教訓を文書化する。

## アジア地域における社会保険制度整備支援事業

## 1 事業概要

アジア諸国における社会セーフティネットとしての社会保険制度の整備と適切な施行のため、各種社会保険制度の構築と運用に関する知見・ノウハウを生かし、日本の社会保険労務士制度を参考とした社会保険制度の実施と労使紛争解決制度の整備を支援する事業。

## 2 事業予算

平成27年度 73,042千円（拠出金のみ。）

## 3 事業期間

平成28年～平成30年

## 3 事業内容

## (1) 各国の社会保険制度に関する実情調査

事業対象国の各種社会保険制度、実施機関の実情等を調査し、各種社会保険制度導入のための効果的方策を検討する。

## (2) 社会保険制度導入支援

事業対象国の政労使やILO専門家、ASEAN事務局、さらに日本の社会保険労務士が参加するセミナーを実施し、自主財源により自立的に運用される各種社会保険システムの意義、日本の各種社会保険制度等先進的な事例の紹介等、各種社会保険制度の導入に向けた知見・ノウハウの提供により、制度構築の機運を醸成する。

## (3) 政府機関職員の能力向上訓練

対象国の政府（中央及び地方）の職員に対し、各種社会保険制度の導入に向けた訓練を実施する。

## (4) 社会保険サービス機関機能強化支援

研修生の日本への招へい（スタディビジット）の実施により、各種社会保険制度導入の前提となる認定、保険料徴収等の機能についての知見・ノウハウの提供を行う。

## (5) 事例集の作成、普及

具体的な社会保険制度の構築、社会保険サービスの実施等について、事例集を作成し、政府関係者等に周知する。

## 国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業に係る進捗状況

## 1 事業概要

アジア諸国では、貧富の格差が社会政情不安をもたらすなど、均衡ある発展が喫緊の課題となっている。特に、アジア地域に低所得者、女性、障害者等の脆弱な人々に対する社会的なセーフティネット制度構築を、草の根レベルで積極的に支援する必要がある。本事業は、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、公的サポートの行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を行うことを目的としている。

## 2 実施団体

公益財団法人国際労働財団（公募により決定）

## 3 交付決定額

平成 23 年度 57,712 千円

平成 24 年度 54,229 千円

平成 25 年度 44,389 千円

平成 26 年度 41,995 千円

平成 27 年度 48,321 千円

## 4 対象国

タイ、ネパール、バングラデシュ、ラオス

## 5 26年度 事業実施状況

## ①インフォーマルセクター労働者とその家族のスキルの向上

タイ、ネパール、バングラデシュにおいて、ライフサポートセミナー等の開催により、476名に公的制度、家計教育、互助制度などの情報提供を実施。インフォーマルセクターの生活改善底上げに繋がった。

## ②職業訓練の実施

タイにおいて副業スキル向上のためのトレーニングを、ネパールにおいては、縫製、美容などの基礎的職業訓練（縫製6カ月、美容3カ月）ならびに識字教育（週6日6カ月）を実施し（合計232名）、多くの受講者が就業・起業した。

バングラデシュにおいては、溶接、縫製の基礎的な職業訓練（各75日間）を実施、溶接業については、大半が就業・起業した。

## ③現地核要員のスキル向上

タイ、ネパール、バングラデシュにおいて、本事業の現地における継続的な自主・自立的運営のための189名の核要員の育成を行った。

## ④国際シンポジウムの実施等

事業で得られた教訓や経験を共有し、アジア諸国へ普及することを目的とした三カ国政労使代表者会議（タイ・バンコク）、各国政労使による国別ワークショップを開催した。

6 27年度 事業実施予定

- ①現地での事業継続のため、指導的役割を担う核となる人材の育成・強化
- ②ライフサポートセミナーの開催と各種支援を受けるためのネットワークカードの付与
- ③職業訓練
- ④互助組織(協同組合)の本格展開支援
- ⑤既存ネットワークによる自主的な職能訓練・就労の支援
- ⑥ラオスにおけるライフサポートセミナーの実施、互助制度の構築、職業訓練支援等を開始

## ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合について

### “ASEAN-Japan High Level Officials Meeting on Caring Societies”

#### 1. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合概要

- ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合は、ASEAN 地域における社会保障分野の人材育成を強化し、日本と ASEAN 諸国の協力関係を強化することを目的に、ASEAN10 カ国の社会福祉、保健医療及び雇用政策を担当する行政官を招聘して、2003 年から開催している。（雇用政策行政官の招聘は 2011 年から。）
- ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合は、ASEAN+3 保健大臣会合及び社会福祉開発大臣会合の目的を遂行するために日本が行う協力事業として、関係国間で位置づけられている。

#### 2. 発足までの経緯

- 1996 年 リヨンサミットにて、我が国より「世界福祉構想」を提唱。  
東アジア社会保障担当閣僚会議（於：沖縄）
- 1997－2002 年 東アジア社会保障行政高級実務者会合  
（医療財政、医療保険制度、所得保障、障害者支援、児童福祉等）
- 2003 年～ ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合

#### 3. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合のテーマ

第1回	2003. 11. 4 -11. 7	東京	社会福祉・保健サービスにおける人づくり
第2回	2004. 8. 30 - 9. 2	横浜	高齢化と福祉・医療の人づくり
第3回	2005. 8. 29 - 9. 1	東京	社会福祉・保健におけるパートナーシップと人づくり ～母子保健福祉と障害者保健福祉を中心として～
第4回	2006. 8. 28 - 8. 31	東京	社会福祉・保健医療サービスの連携と人材育成 ～社会的弱者（児童・女性）支援と福祉・医療サービス～
第5回	2007. 8. 27 - 8. 30	東京	社会福祉・保健サービスの連携と人材育成・地域開発 ～地域における高齢者サービス～
第6回	2008. 9. 8 - 9. 11	東京	次世代健全育成（健やかな次世代の育成を目指して） －保健と福祉の緊密な連携の下で－
第7回	2009. 8. 30 - 9. 2	東京	「共存社会」の構築（障害者の自立、自己実現と社会参加） ～福祉と保健、医療システムの連携を通じて～
第8回	2010. 8. 30 - 9. 2	東京	社会的弱者の貧困軽減 ～保健と福祉の連携強化を通じて～
第9回	2011. 10. 25-10. 28	東京	保健と福祉の人材育成 ～サービス提供者の能力向上と社会的弱者の就業能力育成に 焦点をあてて～
第10回	2012. 10. 23-10. 25	東京	自然災害における社会的弱者への対応
第11回	2013. 12. 3-12. 5	東京	Active Aging
第12回	2014. 10. 21-10. 23	東京	高齢化する社会に対応するしなやかなコミュニティを育む

#### 4. ASEAN+3 保健・社会福祉大臣会合、高級事務レベル会合への報告

年	保健大臣会合等	社会福祉大臣会合等
2004年	4月第1回 保健大臣会合（於 マレーシア）	12月第1回 社会福祉大臣会合（於 タイ）
2005年		11月第2回 高級事務レベル会合（於 マレーシア）
2006年	6月第2回 保健大臣会合（於 ミャンマー）	12月第3回 高級事務レベル会合（於 ミャンマー）
2007年		12月第2回 社会福祉大臣会合（於 ベトナム）
2008年	10月第3回 保健大臣会合（於 フィリピン）	12月第4回 高級事務レベル会合（於 フィリピン）
2010年	7月第4回 保健大臣会合（於 シンガポール）	1月第5回 高級事務レベル会合（於 シンガポール） 11月第3回 社会福祉大臣会合（於 ブルネイ）
2011年	7月第1回 高級事務レベル会合（於 ミャンマー）	9月第6回 高級事務レベル会合（於 タイ）
2012年	3月第2回 高級事務レベル会合（於 フィリピン） 7月第5回 保健大臣会合（於 タイ）	9月第7回 高級事務レベル会合（於 ベトナム）
2013年	8月第3回 高級事務レベル会合（於 シンガポール）	9月第8回 高級事務レベル会合（於 カンボジア） 9月第4回 社会福祉大臣会合（於 カンボジア）
2014年	6月第4回 高級事務レベル会合（於 タイ） 9月第6回 保健大臣会合（於 ベトナム）	11月第9回 高級事務レベル会合（於 ラオス）
2015年	第5回 高級事務レベル会合（於 ベトナム） 予定	第10回 高級事務レベル会合（於 マレーシア） 予定

#### 5. 第13回 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合概要（予定）

1) 日時：平成27年10月20日（火）～10月22日（木）

場所：兵庫県神戸市近郊

テーマ：災害から人、暮らし、みらいを守る

#### 2) 参加者

- ASEAN 10 カ国※の社会福祉政策担当行政官、保健政策担当行政官及び雇用政策担当行政官の行政官（計40名）  
※ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
- 中国、韓国の社会福祉政策担当行政官、保健政策担当行政官及び雇用政策担当行政官の行政官（計6名）

#### 3) 協力機関

ASEAN 事務局、WHO 健康開発総合研究センター（WHO 神戸センター）、国際労働機関（ILO）駐日事務所、独立行政法人国際協力機構（JICA）を予定

#### 4) プログラム

- 【1日目】
  - ・基調講演
  - ・パネルディスカッション
  - ・協力機関講演
- 【2日目】
  - ・視察
- 【3日目】
  - ・パネルディスカッション
  - ・会議のまとめ（リコメンデーション採択）

## 労働分野におけるJICA協力一覧(主なもの)

平成27年4月1日現在

国名	プロジェクト名(国名を含む)	分野	期間	スキーム	主な内容
インドネシア	労働政策アドバイザー	総合	2014.8 -2016.8	JICA 技術協力 個別案件 (長期専門家)	インドネシア労働・移住省に対し、JICAを通じて政策アドバイザーを派遣し、職業能力開発制度に関する助言や人的資源の競争力強化の支援を行う。また、関係機関に対して労使双方に有益な雇用・労使関係構築、労働使紛争軽減に関する助言を行うとともに、先方の関心事項を踏まえ、日本における労働関係の諸制度をワーキングショップなどを通じて紹介する。
マレーシア	障害者の社会参加支援サービス プロジェクトフェーズ2	雇用 (障害者支援)	2012.9 -2015.8 ※プロジェクト期間 2012.9-2015.8	JICA 技術協力 プロジェクト	フェーズ1でマレーシアに導入された、ジョブコーチプログラムが全国で実施されるように、カウンターパート機関であるマレーシア国女性・家族・地域開発省等と協力し、全国的に、自立的にジョブコーチプログラムを実施するための支援を行うとともに、障害者雇用政策の向上を図る。
中華人民共和国	職業衛生能力強化計画プロジェクト	安全衛生	2014.8 -2016.3 ※プロジェクト期間 2011.3-2016.3	JICA 技術協力 プロジェクト	作業現場監督基準策定、作業環境管理と健康管理に関する研修教材の作成、研修実施に係る助言及びモデル地区における作業環境管理・健康管理に関する研修計画の立案等を行うことにより、モデル地区において、粉塵及び有機溶剤等による職業病に対する作業環境管理・健康管理の強化を図る。
	労働保障監察プロジェクト	労働監督	2013.1 -2016.1 ※プロジェクト期間 2013.1-2016.1	JICA 技術協力 プロジェクト	中国の労働保障監察の現状を把握し、労働基準監督官の能力向上のための研修を開催。また、パイロット省(日本の県に相当)にて業務改善施策(企業向け法令説明会、企業の自主的な法令遵守促進の取り組み等)を実施する。
ベトナム	職業能力開発制度アドバイザー ハノイ工業大学指導員育成 機能強化プロジェクト	能力開発	2013.8 -2015.8 ※プロジェクト期間 2013.5-2015.8	JICA 技術協力 個別案件 (長期専門家)	2013年9月まで派遣されている技能検定制度構築アドバイザーによる制度改善の定着支援とともに、ものづくり系職種への展開が必要となっており、ベトナムの職業訓練制度および国家技能検定制度が産業界のニーズに適合するよう、また、自立的に運営できるよう支援を行う。
ヨルダン	キャリアガイダンス/雇用システム 能力向上プロジェクト	雇用	2013.5 -2015.9 (予定) ※プロジェクト期間 2013.5-2015.5	JICA 技術協力 プロジェクト	前フェーズでは高工省傘下のハノイ工業大学において、切削技術、板金、溶接技術等の技能者育成にかかわる能力強化を図ってきたが、これらの技術はハノイ工業大学内での訓練に限定されていた。ベトナム全体の産業人材育成能力を強化するため、ハノイ工業大学の持つ人材育成に係るノウハウを他の職業訓練機関へ移転するため、ハノイ工業大学における指導員の能力向上のための研修制度と体制の整備を行う。
ヨルダン	キャリアガイダンス/雇用システム 能力向上プロジェクト	雇用	2013.5 -2016.5 ※プロジェクト期間 2013.5-2016.5	JICA 技術協力 プロジェクト	ヨルダンの労働管理事務所(EO)における業務マネジメント及び提供する雇用サービス等の改善、労働省と他省等との連携の検討・強化を通じて、EOの業務改善、マネジメント及び提供する雇用サービスの強化等を図り、関連機関との連携が構築され、公的雇用サービスを通じて求職者・求人者双方による、アセス、マッチングを改善させる。
ウガンダ	産業人材育成体制強化支援プロジェクト	人材育成計画	2015.3 -2017.3 ※プロジェクト期間 2015.3-2020.3	JICA 技術協力 プロジェクト	関連企業が参画して、ナカワ職業訓練校のディプロマコース及び企業在職者向け短期訓練コースのカリキュラム開発を行うなど、産業界との協働体制による実践的なコースの設立を実現し、民間セクター主導の成長促進及び日系企業のウガンダ進出の基盤となるビジネス環境整備に貢献していく。
セネガル	日本職業訓練センター機能強化プロジェクト	職業訓練 マネジメント	2011.10 -2015.9 ※プロジェクト期間 2011.10-2015.9	JICA 技術協力 プロジェクト	1984年に無償資金協力により建設された同センターにおいて、職業設備保守および重機保守分野の新上級技術者コース(BTS)の運営のため、訓練プログラム、教材の作成等を支援する。

※「事業期間」は、厚生労働省として実際に事業に参画した(参画予定)期間であり、プロジェクトの期間とは一致しない場合がある。



社会セーフティネットの構築のためのアジア・太平洋地域の域内協力の推進(案)  
ーアジア社会セーフティネット構築支援プログラムー

平成22年5月作成  
平成27年6月最新改定(予定)

## 1 アジア太平洋地域の開発協力を取り巻く状況

アジア・太平洋地域は、世界人口の約6割を擁するとともに、世界的な金融・経済危機の影響も比較的軽微にとどまるなど、世界の成長センターとして高い経済成長率を維持している。しかしながら、この地域においては、インフォーマル労働者など経済成長の恩恵を受けることができない社会的弱者が存在し、貧富の差は拡大している状況にある。一部の国では、それら格差が社会・政情不安をもたらすなど、均衡ある社会・経済の発展が喫緊の課題となっている。このため、APEC 首脳会議<sup>※1</sup>、G20 サミット・労働大臣会合<sup>※2</sup>などの国際会議や ILO 総会など<sup>※3</sup>の場においても、繰り返し取り上げられ、包摂的かつ持続可能な発展を確保するためには、社会的弱者を救済し、再生産させないためのセーフティネット構築の必要性が強調されている。

とりわけ、近年では、2013年4月にバングラデシュで発生したラナプラザ倒壊事故をはじめ、開発途上国を中心に多発する重大な労働災害や、多国籍企業のサプライチェーンにおける労働環境の問題など、社会的保護の中でも労働者保護といわれる労働条件や労働安全衛生の整備が世界的な関心事項となっており、G7 首脳会議<sup>※4</sup>や G20 雇用労働大臣会合<sup>※5</sup>などでも取り上げられている。さらに、2015年を目標年としたミレニアム開発目標(MDGs)に続くポスト MDGs としての「持続可能な開発目標(SDGs)」<sup>※6</sup>において、「すべての人に対する完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワークの促進」が目標の一つに掲げられる予定であるなど、労働分野の諸問題に対する国際協力の推進及び国際社会における協調的な取組が求められている。

また、2015年2月には、我が国の援助方針の基本理念や重点事項を定めた ODA 大綱が「開発協力大綱」に改定され、開発途上国の対等なパートナーとしての日本、日本の経験と知見・教訓の活用、民間部門主導の成長促進、包摂的で持続可能で強靱な「質の高い成長」の実現など、今後の我が国の援助方針が示されたところである。さらに、「日本再興戦略」の重要施策として位置付けられている「インフラシステム輸出戦略」において、日系企業の事業活動促進のための環境整備を目的として、「日系企業が直面する賃金・労使関係等の労務問題改善支援」が掲げられるなど、我が国への裨益を考慮した戦略的な支援が求められている。

さらに、我が国は、少子高齢化に伴い労働力人口が縮小しつつあり、今後も経済成長を維持するためには、労働生産性を向上させると同時に、とりわけアジア・太平洋地域における成長を取り込んでいくことが求められる。そのためにも、我が国が、同地域において「質の高い成長」を実現するための基盤整備を積極的に推進することが必要となる。この観点から、アジア諸国等に対して、インフォーマル雇用の解消、安全で健康的な職場の実現、社会保障の拡充、基礎的な職業訓練の提供など、社会セーフティネットの整備を目的とした開発協力を実施することが求められている。

以上を踏まえ、厚生労働省として取り組むべき労働・社会保障分野の国際協力の重点分野及び実施方法について検討を行った結果は以下のとおりである。

※1 シンガポール APEC 首脳会議宣言(2009年11月)、横浜 APEC 首脳宣言(2010年10月)  
※2 ピッツバーグ G20 サミット首脳声明(2009年9月)、グアタラハラ G20 労働大臣会合成果文書

- (2012年5月)、ロスカボス G20 サミット 成果文書 (2012年6月)
- ※3 ILO アジア太平洋地域会議 (2011年12月)、第101回 ILO 総会 (2012年) において「国内の社会的保護の土台に関する勧告(第202号)」が採択、国連持続可能な開発会議 (リオ+20) 成果文書 (2012年6月)
  - ※4 G7エルマウサミット (2015年6月) 首脳宣言
  - ※5 メルボルン G20 雇用労働大臣会合 (2014年9月) 共同宣言
  - ※6 2015年9月の国連総会で採択予定

## 2 重点分野

我が国が行う労働・社会保障分野の開発協力は、1に示した社会セーフティネットの必要性に関する国際的コンセンサス及び我が国の開発協力に関する方針等を踏まえ、以下の4分野を重点分野とする。

- (1) 社会的保護が確保された雇用への移行促進  
インフォーマル経済から抜け出すための起業支援、協同組合等による雇用創出など
- (2) 労働保護を確保するための法令・実施体制の整備、自主的活動の推進  
労働監督体制の整備、労働安全衛生法令の整備、多国籍企業を通じた労働 CSR 活動の推進、最低賃金制度の整備、労使紛争処理制度の運用、健全な労使関係の育成など
- (3) 失業時等の所得保障制度の整備、運用体制の構築  
失業保険・労災保険・年金等の社会保障制度の整備など
- (4) 労働市場への参入・復帰・適応を促す制度 (積極的労働市場政策) の促進  
公共職業安定所の整備、職業訓練の実施など

## 3 実施方法

我が国は、社会セーフティネット構築に関する豊富な経験及び知見を蓄積しており、単独でもアジア・太平洋地域においてこの分野における十分な貢献をなしえる資源を有するが、より効果的、効率的かつ持続可能性の高い協力を行うためには、国際機関、ASEAN等と連携の上、社会セーフティネット構築のためのアジア・太平洋の域内協力 (「アジア社会セーフティネット構築支援プログラム」) を推進する必要がある。

同プログラムは、我が国政府が主体となり、2で示した重点分野を踏まえ、国・地域のニーズ、状況に応じた支援内容を定めた上で、事業内容に最も適切な機関等と協力して実施する。具体的には、労働・社会保障分野の国連専門機関である国際労働機関 (ILO) の専門知識とネットワークを活用した支援 (任意拠出・人的支援の強化)、ASEAN 域内での労使関係団体育成・参画促進、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合の開催、国内の国際協力団体の持つ国際労使ネットワークを通じた草の根支援、JICA を通じた技術協力等を実施する。また、これらの支援は、他の分野の開発協力事業と十分な連携を保ちつつ実施する。

なお、実施に当たっては、以下の点に留意する。

- (1) 我が国の政・労・使が積極的に連携を図るとともに、支援国においても政・労・使による社会対話を促進する。
- (2) 我が国の支援を通じて、ILO 条約の批准を含む国際労働基準の実施を促進する。
- (3) リスクに対して脆弱な人々 (インフォーマル労働者、低所得者、女性、移民労働者、障害者など) や地域に対して特別な配慮を行う。
- (4) 法制度の適切な運用を担う人材の育成を積極的に支援する。

# 社会セーフティネットの構築のための アジア・太平洋地域の域内協力の推進

資料5-1

## —アジア社会セーフティネット構築支援プログラム—

### 背景

#### 経済成長の恩恵を受けることができない社会的弱者の存在

- アジア・太平洋地域の経済成長の陰で、インフォーマル労働者など社会的弱者の存在
- 貧富の差の拡大と、それら格差による社会・政情不安

#### 開発途上国を中心に多発する重大な労働災害と労働環境の問題

- 多国籍企業のサプライチェーンにおける労働環境の問題

#### アジア・太平洋地域内の「質の高い成長」の実現

- 我が国が今後も経済成長を維持するために、アジア・太平洋地域の成長を取り込むことが不可欠
- 包摂的で持続可能で強靱な「質の高い成長」を実現するための基盤整備が必要

### 対応

#### 社会セーフティネット構築支援に対する国際的コンセンサス

- 包摂的かつ持続可能な発展を確保するため、社会的弱者を救済し、再生産させないセーフティネット構築が必要
- 世界的なサプライチェーンにおける労働者の権利、労働条件及び環境保護の促進
- 持続可能な開発目標(SDGs)におけるディーセント・ワークの促進

#### 開発協力に対する国内におけるコンセンサス

- 開発援助大綱の改定(平成27年2月):開発途上国の対等なパートナーとしての日本、日本の経験の共有
- 日本再興戦略・インフラシステム輸出戦略:日系企業のビジネス環境整備のための労務問題改善支援の観点

#### 社会セーフティネット構築のための重点支援分野

##### (1) 社会的保護が確保された雇用への移行促進

- インフォーマル経済から抜け出すための起業支援、協同組合等による雇用創出など

##### (2) 労働保護を確保するための法令・実施体制の整備、自主的活動の推進

- 労働監督体制の整備、労働安全衛生法令の整備、多国籍企業を通じた労働CSR活動の推進、最低賃金制度の整備、労使紛争処理制度の運用、健全な労使関係の育成など

##### (3) 失業時等の所得保障制度の整備、運用体制の構築

- 失業保険・労災保険・年金等の社会保障制度の整備など

##### (4) 労働市場への参入・復帰・適応を促す制度(積極的労働市場政策)の促進

- 公共職業安定所の整備、職業訓練の実施など

### 実施内容

#### アジア社会セーフティネット構築支援プログラム

- 我が国は社会セーフティネット構築の経験、知見を蓄積
- 我が国政府が主体となり、他の分野の開発協力事業と連携を図りつつ、適切な支援内容を定めた上で、事業内容に応じた最も適切な機関等と協力して推進

##### ILOを通じた支援

- ILOの専門知識とネットワークを活用した支援(任意拠出・人的貢献の強化)

##### ASEAN事務局との協働による支援

- ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合の充実

##### 国内国際協力団体を活用した支援

- 国際労使ネットワーク等を通じた草の根支援
- JICAを通じた技術協力の活用

「社会セーフティネットの構築のためのアジア・太平洋地域の域内協力の推進」(協力方針の考え方)の改定理由について

1. 労働・社会保障分野における国際的な動向への対応

- ① G7エルマウサミット(平成27年6月)首脳宣言
    - ・世界的なサプライ・チェーンにおける労働者の権利、労働条件及び環境保護の促進(バングラデシュのラナプラザ倒壊事故が契機)
  - ② G20雇用労働大臣会合(平成26年9月メルボルン)共同宣言
    - ・より安全でより健康的な職場に関するG20宣言
  - ③ 持続可能な開発目標(SDGs)(2015年9月の国連総会で採択予定)
    - ・すべての人に対する完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワークの促進
  - ④ ILO開発協力戦略2015-2017
    - ・協力の重点化(5つのフラグシップ・プログラム)
- ⇒ ・社会保護のうち労働条件(労働安全衛生含む)に重点  
・多国籍企業のサプライ・チェーンを活用した労働条件の向上促進

2. 労働・社会保障分野における国内の協力方針等の改定への対応

- ① ODA大綱から「開発協力大綱」への改定(平成27年2月)
    - ・開発援助から開発協力へ(開発途上国の対等なパートナー)
    - ・日本の経験と知見、教訓の活用(高度経済成長期の経験のみならず、人口減少や高齢化への対応、震災復興等も含む)
    - ・民間部門主導の成長を促進
    - ・包摂的、持続可能であり、強靱性を兼ね備えた「質の高い成長」の実現
    - ・ASEAN地域、とりわけメコン地域への支援強化 など
  - ② 日本再興戦略・インフラシステム輸出戦略の改定
    - ・「日本再興戦略」の重要施策として位置付けられている「インフラシステム輸出戦略」におけるビジネス環境整備としての「日系企業が直面する賃金・労使関係等の労務問題改善支援」
- ⇒ ・民間部門を促進することによる持続可能性の向上  
・日本の経験・知見の活用  
・労働法制度整備支援を通じた日系企業への裨益を考慮  
・CLMV地域への重点化

3. 1及び2を踏まえた見直しの方向性

上記1及び2を踏まえ、以下について改定を行う必要がある。

- ・背景において、労働環境の向上に対する世界的な関心の増大、多国籍企業の自主的活動の推進、日本の経験の活用、日本への裨益の観点等について言及する。
- ・最近の国際動向、我が国の協力方針等を踏まえ、重点分野や実施方法を整理する。

(以上)

2015年6月7日～8日

われている主要な貿易交渉の進展を歓迎する。我々は、可能な限り早期に TPP 交渉を妥結し、また、望むらくは本年末までに日 EU・EPA/FTA に大筋合意するため、あらゆる努力を傾注する。我々は、可能な限り早期に、望むらくは本年末までに合意の概要に係る理解を確定することを目標として、TTIP の全ての課題に関する取組を直ちに加速し、交渉の全ての要素における進展を確保する。我々は、カナダと EU の間の包括的経済貿易協定(CETA)の交渉妥結を歓迎し、その速やかな発効に期待する。我々は、我々の二国間及び地域的 FTA が世界経済を支えることを確保するため取り組む。

### 責任あるサプライ・チェーン

安全でなく劣悪な労働条件は重大な社会的・経済的損失につながり、環境上の損害に関連する。グローバル化の過程における我々の重要な役割に鑑み、G7 諸国には、世界的なサプライ・チェーンにおいて労働者の権利、一定水準の労働条件及び環境保護を促進する重要な役割がある。我々は、国際的に認識された労働、社会及び環境上の基準、原則及びコミットメント（特に国連、OECD、ILO 及び適用可能な環境条約）が世界的なサプライ・チェーンにおいてより良く適用されるために努力する。我々はこの目的のため、例えば G20 等の他国と連携する。

我々は、国連ビジネスと人権に関する指導原則を強く支持し、実質的な国別行動計画を策定する努力を歓迎する。我々は、国連の指導原則に沿って、民間部門が人権に関するデュー・ディリジェンスを履行することを要請する。我々は、透明性の向上、リスクの特定と予防の促進及び苦情処理メカニズムの強化によってより良い労働条件を促進するために行動する。我々は、持続可能なサプライ・チェーンを促進し、ベスト・プラクティスを奨励する、政府及び企業の共同責任を認識する。

我々は、サプライ・チェーンの透明性及び説明責任を向上させるため、我々の国で活動し又はそこに本拠を置く企業に対し、例えば自発的なデュー・ディリジェンス計画又はガイドなど、そのサプライ・チェーンに関するデュー・ディリジェンスの手続を実施するよう奨励する。我々は、繊維及び既製衣類部門における産業全体のデュー・ディリジェンス基準を広めるため、民間部門によるインプットを含む国際的な努力を歓迎する。我々は、安全で持続可能なサプライ・チェーンを促進するため、デュー・ディリジェンス及び責任あるサプライ・チェーン管理について中小企業が共通理解を形成することを助けるための我々の支援を強化する。

我々は、我々の国の消費者及び政府調達主体が社会的及び環境上の表示の有効性及び信頼性に関する情報を比較できるよう支援するための適切で偏りのない手段の策定を促進するイニシアティブを歓迎する。既に一部の諸国で利用可能な関連するアプリケーションの使用はその一例である。さらに、我々は、ラナ・プラザの事後対応から学んだ良き慣行を更に進め、繊維及び既製衣類部門を含む我々の国及びパートナー諸国の複数のステークホルダー間のイニシアティブを強化する。我々は引き続き関連する世界的なイニシアティブを支援する。さらに、我々は、我々

の二国間開発協力をより良く協調させ、パートナー諸国が責任ある世界的なサプライ・チェーンを利用して持続可能な経済発展を促進するよう支援する。

我々は、国際労働機関(ILO)と協力しつつ設立される「ビジョン・ゼロ・ファンド」を支持する。同ファンドは、公的枠組みを強化し持続可能な企業慣行を構築することによって職場に関連する死亡及び重大な傷害を予防し減少させるという目的があり、既存のILOのプロジェクトの価値をも高める。同ファンドへのアクセスは条件付きであり、ファンドは、予防措置並びに労働、社会、環境及び安全上の基準の実施にコミットする受益者を支援する。我々は、本件のフォローアップを行うことに合意し、同ファンドがG20諸国に拡大することを期待する。

我々は、OECD 多国籍企業行動指針のための各国連絡窓口(NCPs)を含む、救済へのアクセスを提供するメカニズムを強化することにもコミットする。そのために、G7はOECDに対してNCPsの機能及びパフォーマンスに関するピア・レビュー及びピア・ラーニングを促進するよう奨励する。我々は、我々自身の各国連絡窓口が効果的であることを確保し、自ら模範を示す。

我々は、2013年の悲劇的な事故の犠牲者の補償のためのラナ・プラザ・ドナー・トラスト・ファンドの資金ギャップが埋められたことを歓迎する。

## 外交政策

### 共通の価値及び原則に関する行動

我々G7は、自由、平和及び領土の一体性と、国際法及び人権の尊重の重要性を強調する。我々は、全ての国の主権平等を堅持するためのあらゆる努力とともに、領土の一体性及び政治的独立の尊重を強く支持する。我々は、国際法の尊重及び世界の安全保障を損なうことを示す現在の諸紛争を懸念する。

我々の共通の価値及び原則に基づき、我々は以下のとおりコミットする。

### ウクライナにおける紛争解決の追求

我々は、ロシア連邦によるクリミア半島の違法な併合への非難を改めて表明し、同併合の不承認政策を再確認する。

我々は、ウクライナ東部における紛争の外交的解決を見いだす努力、特にノルマンディー・フォーマット及び三者コンタクト・グループの枠組みの下でのものへの完全なる支持を改めて表明する。我々は、平和的解決を見いだすことに関する欧州安全保障協力機構(OSCE)の主要な役割を歓迎する。我々は、全ての当事者に対し、設立された三者コンタクト・グループ及び4つの作業部会を通じて、2015年2月12日にミンスクにおいて署名された実施のための包括措置を含むミンスク合意を完全に履行するよう要請する。我々は、コンタクト・ライン沿いにおける最近の戦闘の増加

## G 2 0 雇用労働大臣宣言・付属文書 C

平成 26 年 9 月 10~11 日 於:メルボルン



## Annex C

## G20 Statement on Safer and Healthier Workplaces

Safe and healthy workplaces are an essential element of strong, sustainable, and inclusive growth. Work-related accidents and diseases result in the deaths of more than 6,300 workers every day and the loss of 4 per cent of global GDP in direct and indirect costs each year, according to the International Labour Organization (ILO). Not only are these accidents and illnesses a terrible human tragedy, they also contribute to lost workdays, diminished productivity, poor relations between employers and workers, and other consequences that harm individuals, families, enterprises, communities, and national economies.

G20 members are committed to improving occupational safety and health (OSH) in our own economies and across the globe. In this regard, we underscore the need for appropriate and robust legal frameworks for OSH as well as effective systems for enforcement and compliance, safety and health management, and data collection. We also note the vital role played by social partners in bringing about safe and healthy workplaces. We encourage countries to consider ratification of relevant ILO conventions and to make effective use of the UN Guiding Principles on Business and Human Rights, ILO Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy, and the OECD Guidelines on Multinational Enterprises.

We commit to taking action to improve OSH through the following country-level and collective measures, taking into account each country's national context. We further commit to reviewing progress with respect to these measures during future G20 presidencies.

1. Seek to ensure that national safety and health bodies are responsive to the needs of workers and employers through ongoing assessments and effective incentives and advisory services regarding potential hazards, preventative and protective measures, and risk management and control
2. Strengthen legislation and provide adequate resources for prevention and compensation, training, compliance assistance, and enforcement efforts
3. Improve data collection and use empirical data to inform programme design and effectively target enforcement and outreach efforts
4. Take targeted measures to improve OSH conditions for vulnerable workers and in high-risk sectors
5. Raise awareness, particularly among small and medium enterprises, about the importance of OSH and the positive impact that safer and healthier workplaces have on productivity, workforce participation, economic growth, and sustainable development
6. Compile and share best practices among G20 members and interested non-G20 countries, and support studies on new challenges resulting from technological advancements and demographic changes
7. Support voluntary national and international efforts to implement exchanges, share relevant technologies, and coordinate technical cooperation
8. Partner with the ILO to improve global OSH and promote collaboration among national, bilateral, and collective G20 efforts
9. Continue to engage closely with social partners regarding collective and national actions to improve OSH
10. Promote responsible business practices and effective supply chain engagement to improve OSH, with reference to UN, ILO, and OECD guidelines and standards, as appropriate.

ポスト 2015 年開発アジェンダ成果文書ゼロドラフト (抄)

2015 年 6 月発表

**Zero draft of the outcome document for the  
UN Summit to adopt the Post-2015  
Development Agenda**



## **Sustainable Development Goals**

**Goal 1. End poverty in all its forms everywhere**

**Goal 2. End hunger, achieve food security and improved nutrition and promote sustainable agriculture**

**Goal 3. Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages**

**Goal 4. Ensure inclusive and equitable quality education and promote lifelong learning opportunities for all**

**Goal 5. Achieve gender equality and empower all women and girls**

**Goal 6. Ensure availability and sustainable management of water and sanitation for all**

**Goal 7. Ensure access to affordable, reliable, sustainable and modern energy for all**

**Goal 8. Promote sustained, inclusive and sustainable economic growth, full and productive employment and decent work for all**

**Goal 9. Build resilient infrastructure, promote inclusive and sustainable industrialization and foster innovation**

**Goal 10. Reduce inequality within and among countries**

**Goal 11. Make cities and human settlements inclusive, safe, resilient and sustainable**

**Goal 12. Ensure sustainable consumption and production patterns**

**Goal 13. Take urgent action to combat climate change and its impacts\***

**Goal 14. Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources for sustainable development**

**Goal 15. Protect, restore and promote sustainable use of terrestrial ecosystems, sustainably manage forests, combat desertification, and halt and reverse land degradation and halt biodiversity loss**

**Goal 16. Promote peaceful and inclusive societies for sustainable development, provide access to justice for all and build effective, accountable and inclusive institutions at all levels**

**Goal 17. Strengthen the means of implementation and revitalize the global partnership for sustainable development**

\* Acknowledging that the United Nations Framework Convention on Climate Change is the primary international, intergovernmental forum for negotiating the global response to climate change.

- 7.a By 2030, enhance international cooperation to facilitate access to clean energy research and technology, including renewable energy, energy efficiency and advanced and cleaner fossil-fuel technology, and promote investment in energy infrastructure and clean energy technology
- 7.b By 2030, expand infrastructure and upgrade technology for supplying modern and sustainable energy services for all in developing countries, in particular least developed countries and small island developing States

**Goal 8. Promote sustained, inclusive and sustainable economic growth, full and productive employment and decent work for all**

- 8.1 Sustain per capita economic growth in accordance with national circumstances and, in particular, at least 7 per cent gross domestic product growth per annum in the least developed countries
- 8.2 Achieve higher levels of economic productivity through diversification, technological upgrading and innovation, including through a focus on high-value added and labour-intensive sectors
- 8.3 Promote development-oriented policies that support productive activities, decent job creation, entrepreneurship, creativity and innovation, and encourage the formalization and growth of micro-, small- and medium-sized enterprises, including through access to financial services
- 8.4 Improve progressively, through 2030, global resource efficiency in consumption and production and endeavour to decouple economic growth from environmental degradation, in accordance with the 10-year framework of programmes on sustainable consumption and production, with developed countries taking the lead
- 8.5 By 2030, achieve full and productive employment and decent work for all women and men, including for young people and persons with disabilities, and equal pay for work of equal value
- 8.6 By 2020, substantially reduce the proportion of youth not in employment, education or training
- 8.7 Take immediate and effective measures to secure the prohibition and elimination of the worst forms of child labour, eradicate forced labour and, by 2025, end child labour in all its forms, including the recruitment and use of child soldiers
- 8.8 Protect labour rights and promote safe and secure working environments for all workers, including migrant workers, in particular women migrants, and those in precarious employment
- 8.9 By 2030, devise and implement policies to promote sustainable tourism that creates jobs and promotes local culture and products
- 8.10 Strengthen the capacity of domestic financial institutions to encourage and expand access to banking, insurance and financial services for all
- 8.a Increase Aid for Trade support for developing countries, in particular least developed countries, including through the Enhanced Integrated Framework for Trade-Related Technical Assistance to Least Developed Countries
- 8.b By 2020, develop and operationalize a global strategy for youth employment and implement the Global Jobs Pact of the International Labour Organization

**Goal 9. Build resilient infrastructure, promote inclusive and sustainable industrialization and foster innovation**

開発協力大綱について

平成 27 年 2 月 10 日  
閣議決定

平成 4 年に閣議にて決定され、平成 15 年に改定された政府開発援助（ODA）大綱は、これまで我が国の ODA 政策の根幹をなしてきた。

ODA 60 周年を迎えた今、日本及び国際社会は大きな転換期にある。この新たな時代に、我が国は、平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に一層積極的に貢献する国家として国際社会を力強く主導していかなくてはならない。また、国際社会が直面する課題の解決のために開発途上国と協働する対等なパートナーとしての役割を更に強化すべく、日本の ODA は更なる進化を遂げるべき時を迎えている。

また、現在の国際社会では、多額の民間資金が開発途上国に流れ、企業や地方自治体、非政府組織（NGO）を始めとする様々な主体がグローバルな活動に携わり、開発途上国の開発課題の解決と持続的成長に重要な役割を果たしている。このような状況下にあつて、我が国は、ODA のみならず、様々な力を結集して、開発課題に対処していかなくてはならない。

以上の認識に基づき、平成 25 年 12 月 17 日に閣議決定された国家安全保障戦略も踏まえつつ、次のとおり、ODA 大綱を改定し、開発協力大綱を定めることとする。

なお、ここで言う「開発協力」とは、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」を指すものとする。また、狭義の「開発」のみならず、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等も含め、「開発」を広くとらえることとする。

こうした開発協力は、我が国政府及び政府関係機関によるそれ以外の資金・活動（ODA 以外の公的資金（OOF）、国際連合平和維持活動（PKO）等）や開発を目的とする又は開発に資する民間の資金・活動（企業や地方自治体、NGO を始めとする多様な主体による資金・活動）との連携を強化し、開発のための相乗効果を高めることが求められる。

## 開発協力大綱

### —平和、繁栄、そして、一人ひとりのより良き未来のために—

現在の国際社会は、かつてないほどの世界のパワーバランスの変化及びグローバル化と技術革新の急速な進展による国際的な経済活動の拡大と、相互依存の深化並びに様々な非国家主体の影響力の増大といった大きな変化のただ中にある。こうした中、環境・気候変動問題、水問題、災害、食料危機・飢餓、エネルギー、感染症等の国境を越える問題や、国際テロ、国際組織犯罪、海賊等の国際社会の平和と安定に対する脅威はもちろん、脆弱国家における人道的課題や地域紛争、政治的不安定に至るまで、世界各地のあらゆるリスクが、我が国を含む世界全体の平和と安定及び繁栄に直接的な悪影響を及ぼし得る状況になっている。また、新興国・開発途上国の経済的重要性が高まり、これら諸国の経済成長が今後の世界経済の成長の行方を左右する中、新興国・開発途上国において、包摂的で持続可能で強靱な成長を実現することは、世界経済全体の安定的成長にとって不可欠なものとなっている。さらに、我が国自身の経済社会状況を踏まえれば、新興国・開発途上国を始めとする国際社会との協力関係を深化させ、その活力を取り込んでいくことが、我が国自身の持続的な繁栄にとって鍵となっている。こうした変化の中で、平和で安定し、繁栄した国際社会の構築は、我が国の国益とますます分かちがたく結びつくようになってきており、我が国が、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、開発途上国を含む国際社会と協力して、世界が抱える課題の解決に取り組んでいくことは我が国の国益の確保にとって不可欠となっている。

また、世界が抱える開発課題も大きく変化している。新興国を筆頭に、多くの国で開発の進展が見られる一方、そうした国々においても、脆弱なガバナンス等に起因する政治経済的不安定や国内格差、持続可能性の問題、「中所得国の罠」等の課題が生じている。また、小島嶼国等においては、特別な脆弱性の問題を抱えている等、単純な所得水準のみでは計ることのできない開発課題が表面化している。また、国内紛争、政治的不安定や地理的、気候的諸条件等に起因する様々な脆弱性ゆえに成長から取り残されている国々では、人道支援に加え、脆弱性からの脱却のため、平和・安定や法の支配・ガバナンス、民主化といった安定的な開発の基盤を確保し、さらに開発の歯車を始動させることが喫緊の課題となっている。加えて、誰ひとり取り残されない、包摂的な開発を実現する観点から、開発のあらゆる段階において、女性を始めとする社会の多様な関係者の参画を確保することが重要な課題となっている。このように、世界が直面する課題は多様化・複雑化し、さらにグローバル化の進展とも相まって、国境を越えて広範化している。これらの困難な挑戦に直面している世界は、これまで以上に各国の知恵と行動を必要としている。

## I 理念

上記認識を踏まえ、我が国は、以下の理念にのっとり、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」である開発協力を推進する。

### (1) 開発協力の目的

全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを

確認する我が国は、コロンボ・プランに加盟した1954年以降一貫して、国際社会の平和と繁栄を希求し、政府開発援助（ODA）を中心とする開発協力を通じ、開発途上国の開発努力を後押しするとともに、地球規模課題の解決に取り組んできた。これは、国際社会の責任ある主要な国家として、国際社会の抱える課題の解決に真摯に取り組む、我が国の国としての在り方を体現するものである。我が国の長年にわたる地道で着実な歩みは、国際社会において高い評価と信頼を得るとともに、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で国際社会の平和と安定及び繁栄のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。

加えて、我が国は、各種の課題を克服しつつ、世界でも類い希な高い経済成長と格差の小さい平和で安定した社会を実現し、アジアで最初の先進国となった。同時に、アジア諸国等に対し、日本の開発協力の理念及び経験・技術を活かした特色ある協力を行い、その成長を支えてきた。我が国はこうした歩みの中で、様々な成功や失敗を経験し、数多くの経験と知見、そして教訓を得てきた。また、我が国は高度経済成長期の体験だけでなく、人口減少や高齢化への対応、震災復興等、現在直面する課題からも、数多くの教訓を得ている。このような我が国が有する経験と知見、教訓は、世界が現在直面する開発課題の解決に役立つものであり、その活用に対する国際社会の期待も高い。

このような国際社会の期待を踏まえ、世界の責任ある主要国として、国際社会の抱える課題、とりわけ開発課題や人道問題への対処に、これまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導していくことは、我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとする観点から大きな意義を有する。

現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっている。そのような時代においては、開発途上国を含む国際社会と協力して世界の様々な課題の解決に積極的に取り組み、平和で安定し繁栄する国際社会の構築を実現するとともに、そうした取組を通じて、国際社会の様々な主体と強固かつ建設的な関係を構築していくという真摯な取組の中にこそ、我が国が豊かで平和な社会を引き続き発展させていく道がある。我が国がそうした外交を機動的に展開していく上で、開発協力は最も重要な手段の一つであり、「未来への投資」としての意義がある。

以上の認識に基づき、我が国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進する。こうした協力を通じて、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。

その際、現在の国際社会では、民間企業、地方自治体、非政府組織（NGO）を始めとする多様な主体が、開発課題の解決、そして開発途上国の持続的成長にますます重要な役割を果たしていることを踏まえれば、ODAのみならず、多様な力を結集することが重要である。その意味で、ODAは、開発に資する様々な活動の中核として、多様な資金・主体と連携しつつ、様々な力を動員するための触媒、ひいては国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に資する様々な取組を推進するための原動力の一つとしての役割を果たしていく。

## （2）基本方針

上記の目的のために行われる我が国の開発協力は、その長い歴史の中で我が国が培ってきた

哲学を踏まえて、更にそれを発展させていくものであるべきである。この観点から、目指すべき方向性を以下の基本方針として定める。

### ア 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献

非軍事的協力によって、世界の平和と繁栄に貢献してきた我が国の開発協力は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた我が国に最もふさわしい国際貢献の一つであり、国際社会の平和と繁栄を誠実に希求する我が国の在り方を体現するものとして国際社会の高い評価を得てきた。我が国は今後もこの方針を堅持し、開発協力の軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するとの原則を遵守しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に貢献する。

### イ 人間の安全保障の推進

個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する人間の安全保障の考え方は、我が国の開発協力の根本にある指導理念である。この観点から、我が国の開発協力においては、人間一人ひとり、特に脆弱な立場に置かれやすい子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民族等に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた協力を行うとともに、相手国においてもこうした我が国の理念が理解され、浸透するように努め、国際社会における主流化を一層促進する。また、同じく人間中心のアプローチの観点から、女性の権利を含む基本的人権の促進に積極的に貢献する。

### ウ 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

相手国の自主性、意思及び固有性を尊重しつつ、現場主義にのっとり、対話と協働により相手国に合ったものを共に創り上げていく精神、さらには共に学び合い、開発途上国と日本が相互に成長し発展する双方向の関係を築いていく姿勢は、開発途上国の自助努力を後押しし、将来における自立的発展を目指してきた日本の開発協力の良き伝統である。この観点から、引き続き、開発途上国自身の自発性と自助努力を重視するとともに、日本の経験と知見を活用しつつ、対話と協働を一層深化させ、当該国の自立的発展に向けた協力を行う。その際、人づくりや経済社会インフラ整備、法・制度構築等、自助努力や自立的発展の基礎の構築を重視する。さらに、相手国からの要請を待つだけでなく、相手国の開発政策や開発計画、制度を十分踏まえた上で我が国から積極的に提案を行うことも含め、当該国の政府や地域機関を含む様々な主体との対話・協働を重視する。

## **II 重点政策**

### **(1) 重点課題**

我が国は、上記の理念にのっとり、多様化・複雑化・広範化する開発課題に対処し、国際社会の平和と安定及び繁栄を実現するため、課題間の相互関連性にも留意しつつ、以下を重点課題として、開発協力を推進していく。

### **ア 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅**

世界には、いまだに多数の貧困層が存在しており、世界における貧困削減、とりわけ絶対的貧困の撲滅は、もっとも基本的な開発課題である。特に様々な理由で発展の端緒をつかめない

脆弱国、脆弱な状況に置かれた人々に対しては、人道的観点からの支援、そして、発展に向けた歯車を始動させ、脆弱性からの脱却を実現するための支援を行うことが重要である。

同時に、貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた、人づくり、インフラ整備、法・制度構築、そしてこれらによる民間部門の成長等を通じた経済成長の実現が不可欠である。ただし、一定の経済成長を遂げた国々の中にも、格差の拡大や持続可能性の問題、社会開発の遅れ、政治経済的不安定等の課題に直面する国々があることに鑑みれば、その成長は単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」であり、環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて「持続可能」であり、経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性及び回復力に富んだ「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要がある。これらは、我が国が戦後の歩みの中で実現に努めてきた課題でもあり、我が国は自らの経験や知見、教訓及び技術を活かし、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現すべく支援を行う。

これらの観点から、インフラ、金融、貿易・投資環境整備等の産業基盤整備及び産業育成、持続可能な都市、情報通信技術（ICT）や先端技術の導入、科学技術・イノベーション促進、研究開発、経済政策、職業訓練・産業人材育成、雇用創出、フードバリューチェーンの構築を含む農林水産業の育成等、経済成長の基礎及び原動力を確保するために必要な支援を行う。同時に、人間開発、社会開発の重要性に十分に留意し、保健医療、安全な水・衛生、食料・栄養、万人のための質の高い教育、格差是正、女性の能力強化、精神的な豊かさをもたらす文化・スポーツ等、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するために必要な支援を行う。

## イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠である。我が国はそうした発展の前提となる基盤を強化する観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行う。

法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等は、効果的・効率的かつ安定した経済社会活動の基礎をなし、経済社会開発を支えるものであると同時に、格差の是正を始め、公正で包摂的な社会を実現するための鍵である。この観点から、実定法の整備や法曹、矯正・更生保護を含む司法関係者の育成等の法制度整備支援、経済社会制度整備支援、公務員の人材育成、不正腐敗対策を含む行政能力向上支援等のガバナンス支援、選挙制度等の民主的政治体制構築支援、メディア支援や民主化教育等の民主化支援等、必要な支援を行う。

また、平和と安定、安全の確保は、国づくり及び開発の前提条件である。この観点から、貧困を含め紛争や不安定の様々な要因に包括的に対処するとともに、紛争予防や紛争下の緊急人道支援、紛争終結促進、紛争後の緊急人道支援から復旧復興・開発支援までの切れ目のない平和構築支援を行う。その際、難民・避難民支援等の人道支援、女性や社会的弱者の保護と参画、社会・人的資本の復興、政府と市民の信頼関係に基づく統治機能の回復、地雷・不発弾除去や小型武器回収、治安の回復等、必要な支援を行う。また、自然災害等の緊急事態に際しては、中長期的な復旧・復興を視野に入れた迅速な支援を行う。さらに、安定・安全への脅威は、経済社会発展の阻害要因となることに鑑み、海上保安能力を含む法執行機関の能力強化、テロ対策や麻薬取引、人身取引対策等の国際組織犯罪対策を含む治安維持能力強化、海洋・宇宙空間・

サイバー空間といった国際公共財に関わる開発途上国の能力強化等、必要な支援を行う。

### ウ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

国境を越えて人類が共通して直面する環境・気候変動、水問題、大規模自然災害、感染症、食料問題、エネルギー等の地球規模課題は開発途上国のみならず国際社会全体に大きな影響を与え、多くの人々に被害をもたらすものであり、特に貧困層等、脆弱な立場に置かれた者により深刻な影響をもたらす傾向にある。

こうした地球規模課題は一国のみでは解決し得ない問題であり、地域、さらには国際社会が一致して取り組む必要がある。我が国は、ミレニアム開発目標（MDGs）・ポスト2015年開発アジェンダといった国際開発目標とそれをめぐる議論を十分に踏まえ、国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む。こうした取組を通じ、国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会を構築することを目指す。

この観点から、低炭素社会の構築及び気候変動の悪影響に対する適応を含む気候変動対策、感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進、防災の主流化、防災対策・災害復旧対応、生物多様性の保全並びに森林、農地及び海洋における資源の持続可能な利用、健全な水循環の推進、環境管理等の環境分野での取組、高齢化を含む人口問題への対応、食料安全保障及び栄養、持続可能な形での資源・エネルギーへのアクセスの確保、情報格差の解消等に取り組む。

#### (2) 地域別重点方針

現在の国際社会における開発課題の多様化・複雑化・広範化、グローバル化の進展等に鑑みれば、世界全体を見渡しつつ、世界各地域に対し、その必要性和特性に応じた協力を行っていく必要がある。ついては、以下の各地域に対する重点方針を踏まえ、刻一刻と変化する情勢に柔軟に対応しながら、重点化を図りつつ、戦略的、効果的かつ機動的に協力を行っていく。その際、近年、地域共同体構築を始めとする地域統合の動き、国境を越える問題等への地域レベルでの取組、広域開発の取組、地域横断的な連結性強化の取組、地域間の連結性等が重要な意義を有するようになってきていることを踏まえた協力を行っていく。また、開発の進展が見られても、いわゆる「中所得国の罠」といった持続的経済成長を妨げる課題や防災、感染症、環境・気候変動等の地球規模課題を始めとする様々な開発課題を抱える国々や、一人当たり所得が一定の水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対しては、各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力を行っていく。

アジア地域については、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄にとり重要な地域であることを踏まえた協力を行う。

特に、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域については、連結性の強化を含むハード・ソフト両面のインフラ整備支援、域内及び各国内の格差是正を柱として、共同体構築及びASEAN全体としての包括的かつ持続的な発展を支援する。とりわけ、メコン地域への支援を強化するとともに、一定の経済成長を遂げた国々についても、「中所得国の罠」に陥ることのないよう、生産性向上や技術革新を促す人材育成等の支援を継続する。同時に、防災対策や災害対応能力の向上、安定した経済社会活動の基盤となる法の支配促進等のための支援を重視する。また、ASEANが一体となって取り組む課題の解決のため、地域機関としてのASEANと



の連携を推進する。

さらに、南アジアについては、同地域の安定と同地域が有する様々な潜在力の発現に向け、インフラの整備やアジア域内を含めた連結性の強化を始めとする貿易・投資環境の整備等、成長を通じた経済発展の基盤を構築するための協力を行うとともに、保健、衛生、教育等の基礎生活分野の支援、貧富の格差を和らげるための経済社会インフラ整備支援等を行う。

中央アジア・コーカサス地域については、域内の格差にも留意しつつ、隣接地域を含めた長期的な安定と持続可能な発展のための国づくりと地域協力を支援する。

アフリカについては、貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げるアフリカの成長を我が国とアフリカ双方の更なる発展に結びつけられるよう、アフリカ開発会議（TICAD）プロセス等を通じて、官民一体となった支援を行っていく。また、特にアフリカで進む準地域レベルでの地域開発及び地域統合の取組に留意する。一方、依然として紛争が頻発する国々や深刻な開発課題が山積する国々が存在することを踏まえ、引き続き人間の安全保障の視点に立って、平和構築と脆弱な国家への支援に積極的に取り組み、平和と安定の確立・定着及び深刻な開発課題の解決に向けて、必要な支援を行う。

中東については、日本のみならず国際社会全体にとって、平和と安定及びエネルギーの安定供給の観点から重要な地域であり、平和構築、格差是正、人材育成等の課題に対する協力を行い、同地域の平和と安定化に積極的に貢献し、我が国と中東地域諸国の共生・共栄に向け支援を行っていく。

中・東欧については、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有する欧州への統合に向けた歩みを支持し、このために必要な支援を行っていく。

中南米については、貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進していくための環境整備を支援するとともに、大きな発展を遂げている国においても国内格差が存在すること等を踏まえ、必要な協力を行う。また、日系社会の存在が我が国との強い絆となっていることに留意する。

大洋州、カリブ諸国を始めとする小島嶼国については、多くの国・地域が小島嶼国ならではの脆弱性を抱えており、また、気候変動による海面上昇や自然災害による被害、水不足等、地球規模の環境問題の影響への対応が課題となっていることを踏まえ、小島嶼国の特殊性を勘案し、開発ニーズに即した支援を行う。

### Ⅲ 実施

#### （１）実施上の原則

開発協力の実施に際しては、前述の理念の実現と重点政策推進にとって最大限の効果が得られるよう、開発効果向上等の国際的な議論も踏まえつつ、効果的・効率的な開発協力推進に努めるとともに、当該国・社会に与える影響や協力の適正性確保等に十分な配慮を行うことが必要である。この観点から、以下の諸点を実施上の原則として開発協力を行う。

#### ア 効果的・効率的な開発協力推進のための原則

##### （ア）戦略性の強化

我が国の開発協力の効果を最大化するためには、政府・実施機関が一体となり、様々な関係主体とも連携しつつ、我が国の有する様々な資源を結集して、開発協力の政策立案、実施、評価のサイクルに一貫して取り組むという戦略性を確保することが重要である。

政策立案に際しては、開発協力が刻々と変化する国際情勢を踏まえた戦略的かつ機動的対応が要求される外交政策の最も重要な手段の一つであることを十分認識する必要がある。この観

点から、開発途上国を始めとする国際社会の状況、開発途上国自身の開発政策や開発計画及び支援対象となる国や課題の我が国にとっての戦略的重要性を十分踏まえ、必要な重点化を図りつつ、我が国の外交政策に基づいた戦略的かつ効果的な開発協力方針の策定・目標設定を行う。また、開発協力方針の明確化のため、本大綱の下に、課題別政策、地域別政策、国別政策等を位置付ける。

開発協力の実施に際しては、政府及び政府関係機関が有する資源を最大限に活用すべく、ODAとODA以外の資金・協力との連携を図ることで相乗効果を高める。また、外交政策上の観点及び開発協力の効果・効率性の向上のため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を有機的に組み合わせるとともに、迅速性の向上や協力のための諸制度の改善、柔軟な運用に努める。

評価については、協力の効果・効率性の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも重要であることを踏まえ、政策や事業レベルでの評価を行い、評価結果を政策決定過程や事業実施に適切にフィードバックする。その際、成果を重視しつつも、対象の特殊性やそれぞれの事情を考慮した上で評価を行う。また、外交的視点からの評価の実施にも努める。

#### (イ) 日本の持つ強みを活かした協力

高度成長や急速な人口動態の変化を経験し、様々な課題を乗り越えつつ、今日まで歩みを進めてきた我が国は、その過程の中で、人材、知見、先端技術を含む優れた技術及び制度を培ってきた。これらを活用することは、開発途上国が今日及び将来直面する同様の課題への対応にとって有用であり、我が国に対する期待も大きい。我が国の開発協力の実施に当たっては、民間部門を始め様々な主体からの提案を積極的に取り入れるとともに、大学・研究機関等と連携することにより教育・学術研究の知見を活用し、それぞれの潜在能力の発掘にも努める。また、インフラ建設等のハード面の支援のみならず、その運営管理等のシステム、人づくりや制度づくり等のソフト面の支援を総合的に行うことにより、日本の経験と知見をより積極的に活用していく。加えて、日本の価値観や職業文化等日本らしさに対する国際社会の高い評価も踏まえ、日本語を含む日本のソフトパワーの活用にも留意する。

#### (ウ) 国際的な議論への積極的貢献

これまでの我が国の開発協力において得られた経験と知見を中心に整理した上で、我が国の開発協力政策の対外発信に努めるとともに、これが国際的な開発協力の理念・潮流の形成過程において十分に反映されるよう、国際連合、国際金融機関、経済協力開発機構（OECD）（その中の開発援助委員会（DAC））、その他の国際的枠組みにおける議論に積極的に参加・貢献していく。

### イ 開発協力の適正性確保のための原則

開発協力政策や個別の事業の適正性確保、また当該国・社会に与える様々な影響への配慮の観点から、以下の原則を常に踏まえた上で、当該国の開発需要及び経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断の上、開発協力を実施する。

#### (ア) 民主化の定着、法の支配及び基本的人権の保障に係る状況

開発途上国の民主化の定着、法の支配及び基本的人権の尊重を促進する観点から、当該国における民主化、法の支配及び基本的人権の保障をめぐる状況に十分注意を払う。

#### (イ) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避

開発協力の実施に当たっては、軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。民生目的、災害救助等非軍事目的の開発協力に相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、その実質的意義に着目し、個別具体的に検討する。

#### (ウ) 軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発製造、武器の輸出入等の状況

テロや大量破壊兵器の拡散を防止する等、国際社会の平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、当該国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入等の動向に十分注意を払う。

#### (エ) 開発に伴う環境・気候変動への影響

環境と開発を両立させ、持続可能な開発を実現するため、開発に伴う様々な環境への影響や気候変動対策に十分注意を払い、環境に十分配慮した開発協力を行う。

#### (オ) 公正性の確保・社会的弱者への配慮

格差是正、子ども、障害者、高齢者、少数民族・先住民族等の社会的弱者への配慮等の観点から、社会面への影響に十分注意を払い、あらゆる場面における多様な関係者の参画に努めつつ、公正性の確保に十分配慮した開発協力を行う。

#### (カ) 女性の参画の促進

男女平等、開発の担い手としての女性の活躍推進等の観点から、女性がさらされやすい脆弱性と女性特有のニーズに配慮しつつ、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、また、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう、一層積極的に取り組む。

#### (キ) 不正腐敗の防止

開発協力の実施においては、不正腐敗を防止することが必要である。受注企業の法令遵守体制構築に資する措置を講じつつ、相手国と連携し、相手国のガバナンス強化を含め、不正腐敗を防止するための環境を共に醸成していく。この観点からも、案件実施に当たっては、適正手続を確保し、実施プロセスにおける透明性の確保に努める。

#### (ク) 開発協力関係者の安全配慮

開発協力に携わる人員の安全を確保する観点から、安全管理能力強化、治安情報の収集及び安全対策の実施、工事施工時の関係者の安全確保に十分注意を払う。特に、平和構築に係る支援等、政情・治安が不安定な地域での支援に際しては、十分な安全対策や体制整備を行う。

### **(2) 実施体制**

国際社会において開発課題が多様化・複雑化・広範化し、開発に携わる主体や開発に関係する資金が多様化していることを踏まえ、政府・実施機関の実施体制整備、各種の連携強化及び開発協力の持続的実施のための基盤の強化に努めていく。

#### **ア 政府・実施機関の実施体制整備**

我が国の開発協力を進めるに当たっては、開発協力政策の企画・立案の調整を担う外務省を中核とした関係府省庁間の連携を強化する。また、政策の企画・立案を行う政府とその実施を担う独立行政法人国際協力機構（JICA）との間の緊密な連携を図るとともに、それぞれの役割、責任分担を明確にしつつ、各々の能力・体制整備・制度改善に一層努める。特に、我が国開発協力の競争力を高めるため、機動性、専門性、知の蓄積、調査・研究能力、在外機能等の強化、人材育成、緊急人道支援体制の整備等に取り組む。また、企業、NGO、自治体、大学・研究機関、国民等との結節点としてJICAの国内拠点果たす役割にも留意する。

## イ 連携の強化

現在の国際社会では、開発途上国の開発にとって、政府以外の多様な主体がますます重要な役割を果たすようになってきていることを踏まえ、政府・政府関係機関による開発協力の実施に当たっては、JICAとその他の公的資金を扱う機関（株式会社国際協力銀行（JBIC）、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）等）との間の連携を強化するとともに、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

### （ア）官民連携、自治体連携

開発途上国の開発推進にとって、ODAを始めとする公的資金は引き続き重要な役割を担うが、開発途上国への民間資金の流入が公的資金を大きく凌いでいる現状を踏まえれば、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることを十分考慮する必要がある。また、アジアにおいては、開発協力によってハード・ソフトの基礎インフラを整備したことで投資環境が改善し、また、開発協力が触媒的役割を果たすことにより、民間企業の投資を促し、それが当該国の成長と貧困削減につながっている。この過程を通じて、アジアが我が国民間企業の重要な市場、投資先として成長し、日本経済にとって極めて重要な存在となったという事実を再認識することも重要である。さらに、我が国の地方自治体が有する独自の経験や知見が、開発途上国の抱える課題の解決にとって重要な役割を果たすようになってきている。

以上を踏まえ、民間部門や地方自治体の資源を取り込むとともに、民間部門主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進し、またそのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう、官民連携、自治体連携による開発協力を推進する。具体的には、我が国の中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化し、人づくり、法・制度構築、インフラシステム整備等、貿易・投資促進のための環境整備を始めとした取組を計画策定から事業実施まで一貫して進める。

なお、官民連携の推進に当たっては、我が国の開発協力が、民間部門が自らの優れた技術・ノウハウや豊富な資金を開発途上国の課題解決に役立てつつ、経済活動を拡大するための触媒としての機能を果たすよう努める。また、開発協力と共に実施される民間投資が相手国の「質の高い成長」につながるよう、上述の我が国開発協力の重点政策を十分に踏まえ、包摂性、持続可能性、強靱性、能力構築の促進等を確保するよう留意する。

### （イ）緊急人道支援、国際平和協力における連携

災害が激甚化・頻発化する中において、防災・減災大国である我が国の貢献の余地は大きい。災害救援等の緊急人道支援の効果的実施のため、国際機関やNGOを含め、この分野の知見を有する様々な主体との連携を強化する。

また、国際平和協力においてもその効果を最大化するため、国際連合平和維持活動（PKO）

等の国際平和協力活動との連携推進に引き続き取り組む。

#### (ウ) 国際機関、地域機関等との連携

独自の専門性、中立性、幅広いネットワークを有する国際機関は、二国間協力ではアクセス困難な分野・地域への協力やその独自性を活かした効果的・効率的な協力を行うことができる。また、二国間協力と組み合わせることで相乗効果が期待できる。これらを踏まえ、人道支援、平和構築やガバナンス、地球規模課題への取組を始めとして引き続き国際機関と積極的に連携する。また、国際機関は、国際的な開発協力の理念と潮流を形成する役割も担うことから、責任ある国際社会の一員として、国際的な規範の形成を主導する上でも、国際機関及び国際社会における我が国の発言力・プレゼンスの強化を図る。さらに、各国際機関との政策協議を定期的実施し、政策調整を行っていくことで、二国間協力との相乗効果を実現するよう努める。また、国際機関を通じた開発協力の効果や評価については、国民への説明責任の確保に特に留意する。

また、地域統合の動きや地域レベルでの広域的取組の重要性を踏まえ、地域機関・準地域機関との連携を強化する。

#### (エ) 他ドナー・新興国等との連携

我が国と同様、他ドナーには長年の開発協力で培われた経験と知見が蓄積されており、開発効果をより向上させるためには、ドナー間の連携を強化し、協調・協働することが必要である。この観点から、我が国は、外交的観点も踏まえながら、引き続き他ドナーとの開発協力における協調を推進し、開発協力の効果の一層の向上を目指していく。

また、開発協力の実施に当たっては、我が国の長年の協力により相手国に蓄積されたノウハウや人的資源、人材ネットワーク等を有効に活用することが重要である。新興国を始めとする諸国と連携した三角協力は、これらを有効に活用した協力として、国際社会からも高い評価を得ているところ、引き続きこの取組を継続していく。

#### (オ) 市民社会との連携

開発現場の多様な考え方、ニーズをきめ細かに把握し、状況に応じて迅速に対応できる国内外のNGO／市民社会組織（CSO）、民間財団等との連携は、協力効果の向上及び当該国の公正で安定的な発展にとって重要である。このことを踏まえ、開発協力における参加・協働の強化を含め、NGO／CSOとの連携を戦略的に強化する。そのためにも、我が国のNGO／CSOの優れた開発協力事業や能力向上を支援するとともに、外務省・JICAにおいては、社会開発分野の人材育成、体制整備に取り組む。

また、JICAボランティアの積極的活用も含め、担い手の裾野を拡大する観点からも開発協力への国民各層の広範な参加及び開発協力参加者の知見の社会還元を促進する。その観点から、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、開発協力に関する提案を始めとする国民各層からの意見に耳を傾ける。

### ウ 実施基盤の強化

開発協力が上記の理念の実現と重点政策推進のために必要な役割を果たすためには、資金的・人的資源等、持続的に開発協力を実施するための基盤を強化する必要がある。対国民総所得（GNI）比でODAの量を0.7%とする国際的目標を念頭に置くとともに、我が国の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、開発協力の実施基盤の強化のため必要な努力を行う。

### (ア) 情報公開、国民及び国際社会の理解促進

開発協力は、国民の税金を原資としている。したがって、開発協力に必要な資金を確保し、持続的に開発協力を実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠である。この観点から、開発協力に係る効果的な国内広報の積極的な実施に努め、国民に対して、開発協力の実施状況や評価等に関する情報を幅広く、迅速に十分な透明性をもって公開するとともに、政策、意義、成果、国際社会からの評価等を国民に分かりやすい形で丁寧に説明する。また、開発途上国を含めた国際社会において、日本の開発協力とその成果の認知度・理解度を高めることも重要であり、そのための海外広報にも積極的に取り組む。

### (イ) 開発教育の推進

学校教育を始めとする様々な場を通じて、世界が直面する様々な開発課題の様相及び我が国との関係を知り、それを自らの問題として捉え、主体的に考える力、また、その根本的解決に向けた取組に参加する力を養うため、開発教育を推進する。

### (ウ) 開発協力人材・知的基盤の強化

開発課題が多様化する中、開発協力に関わる人材育成は引き続き重要な課題である。特に、法の支配、ガバナンス、金融、ICT等の分野での開発協力を推進していく上では、それを担う人材の育成・確保等による協力体制の整備が必要である。これを踏まえ、産官学が一体となり、外務省・JICA以外にも、コンサルタント、研究者、大学や学生、民間企業、NGO/CSO等における専門性を持った国際人材の育成を促進するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大、制度・体制整備に努める。

また、日本が持つ強みを活かして、国際的な開発協力の理念・潮流の形成を積極的に主導していくためにも、日本と開発途上国側の関係者間での政策研究や知的ネットワーク形成を図る等、大学・研究機関等と連携しつつ、開発協力を立案・発信するための研究能力等知的基盤の強化に努める。

### (3) 開発協力大綱の実施状況に関する報告

開発協力大綱の実施状況については、毎年閣議報告される「開発協力白書」において明らかにする。

平成27年2月10日  
閣議決定

## 「日本再興戦略」改訂版 2014 (抄)

平成 26 年 6 月 24 日

**三. 国際展開戦略**

## (1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2018 年までに、FTA 比率 70% (2012 年 : 18.9%) を目指す。」

⇒2013 年 : 18.2%

※EPA 交渉が大筋合意に至った豪州との貿易額を含む FTA 比率は 2013 年 : 22.6%

※9 の経済連携交渉を早期妥結に向け推進中。

《KPI》「2020 年までに外国企業の対内直接投資残高を 35 兆円に倍増する (2012 年末時点 17.8 兆円)。」

⇒2013 年末時点 : 18.0 兆円

《KPI》「2020 年までに中堅・中小企業等の輸出額 2010 年比 2 倍を目指す。」

⇒海外現地法人を有する中堅・中小企業の輸出額は 2010 年度の約 3.7 兆円から 2012 年度の約 5 兆円へ 3 割強拡大

《KPI》「2020 年に 30 兆円 (2010 年 : 10 兆円) のインフラシステムの受注を実現する。」

⇒主要案件の積み上げにより各府省が金額を把握できた 2013 年の受注金額は約 9.3 兆円と、2012 年の約 3.2 兆円から大幅に増加

※KPI は統計値等を元に集計。「事業投資による収入額等」も含む。

《KPI》「2018 年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在 (2010 年度) の約 3 倍に増加させる。」

⇒放送コンテンツ関連海外市場売上高 (うちテレビ番組の輸出額) は 2010 年度 : 62.5 億円→2012 年度 : 62.2 億円

## (2) 施策の主な進捗状況

(日豪 EPA の大筋合意など、各国との経済連携交渉において前進)

- ・経済連携については、本年 1 月に日トルコ間で EPA の交渉開始につき合意、4 月には日豪 EPA について大筋合意に至った。また、4~5 月の総理訪欧時には、日 EU・EPA に関し、2015 年の大筋合意を目指したいとの考えを伝え、欧州各国及び EU の首脳との間で早期締結の重要性につき一致した。TPP (環太平洋パートナーシップ) 協定交渉については、4 月に日米間で二国間の重要な課題について前進する道筋を特定し、5 月に開催された TPP 閣僚会合では、閣僚間で交渉全体の進捗を評価するとともに、各国間の二国間交渉を加速した。

**(トップセールスなど「インフラシステム輸出戦略」を積極的に実施)**

- ・インフラ輸出については、総理・閣僚によるトップセールスを昨年計 67 件（うち総理が 25 件）実施するなど、KPI（毎年 10 件以上）を大きく上回る取組を行った。また、円借款や海外投融資の戦略的活用のための各種制度改善や無償資金協力・技術協力の積極活用を通じた ODA の戦略的な展開を進めたほか、貿易保険の機能見直しを行う貿易保険法改正案や、海外における交通事業や都市開発事業を支援する株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の設立法案が、本年 4 月に成立した。本年 6 月には「インフラシステム輸出戦略」改訂版を策定した。

**(様々な側面から中堅・中小企業の海外展開を支援)**

- ・中堅・中小企業等（サービス業を含む）に対する海外展開支援については、支援ポータルサイト「ミラサポ」の開設、「海外展開一貫支援ファストパス制度」の創設、海外ワンストップ窓口（「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」）の設置（昨夏までに 10 か所設置との KPI を達成）、我が国若手人材の海外インターンシップや現地中核人材の育成、海外進出に意欲ある企業へのシニア人材派遣などの施策を進めている。

**(クールジャパン機構の設立等)**

- ・クールジャパンについては、昨年 11 月に（株）海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）が設立され、関係機関等との連携を強化しているところ。また、昨年 8 月に放送コンテンツの海外展開をサポートする業界横断的組織が設立され、ASEAN 主要国を当面の主なターゲットとして魅力ある我が国放送コンテンツの継続的放送に向けた取組を進めている。

**(国家戦略特区を具体化、対日直接投資推進会議を立ち上げ)**

- ・対内直接投資については、国家戦略特区について、東京圏、関西圏などの 6 区域を決定するなど、取組が具体化されつつある。また、「対日直接投資に関する有識者懇談会」を開催し、外国企業の意見も聞きつつ、投資推進に向けた課題を本年 4 月に報告書に取りまとめ、同月には政府横断の新たな推進体制の司令塔として「対日直接投資推進会議」を立ち上げた。

**(3) 新たに講ずべき具体的施策**

経済連携交渉については、国益を最大化する形での TPP 交渉の早期



妥結に向けて引き続き取り組むとともに、世界全体の貿易・投資ルールづくりの前進を通じて我が国の対外経済関係の発展及び国内の構造改革の推進を図るべく、RCEP、日中韓 FTA、日 EU・EPA などの経済連携交渉を同時並行で戦略的かつスピード感を持って推進していく。また、締結された協定の活用を促進し、企業の積極的な海外展開を促す。

インフラ輸出については、「インフラシステム輸出戦略」改訂版の新たな施策を迅速かつ着実に実施し、受注目標の達成を図っていく。

同時に、対内直接投資の促進や、戦略的な海外市場の獲得に向け、以下のような新たな施策を講ずる。

### ①対内直接投資残高倍増の推進体制強化

2020 年における対内直接投資残高を 35 兆円へ倍増するという意欲的な目標を達成するためには、外国企業のニーズを踏まえた我が国の投資環境の改善に必要な体制構築を含む政府の推進体制の整備が不可欠であり、「対日直接投資推進会議」を司令塔として、投資案件の発掘・誘致活動、必要な制度改革の実現に政府横断で取り組む。

在外公館・JETRO が連携して、外国企業経営者への働きかけや広報・情報発信など海外現地における誘致案件創出活動を強化するとともに、個別案件の推進では、関係府省庁と連携した JETRO のワンストップ支援機能の強化や、我が国中堅・中小企業と外国企業との投資提携機会の創出等に取り組む。また、JETRO と連携しつつ外国企業の誘致に積極的な地方自治体の取組を全面的に支援する。さらに、総理・閣僚によるトップセールスを先進的な地方自治体とも連携しつつ、戦略的に実施する（年 10 件以上）。

「対日直接投資推進会議」では、進捗管理を通じてこれらの発掘・誘致活動を推進するとともに、外国企業経営者の意見を直接吸い上げ、経済財政諮問会議、産業競争力会議、規制改革会議、国家戦略特区諮問会議等と連携し、投資環境の改善に資する規制制度改革や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現を図っていく。あわせて、対内直接投資促進のための情報基盤整備として、我が国の法令外国語訳を促進する。

### ②新たな政府横断的クールジャパン推進体制の構築

官民連携によるオールジャパン体制によりコンテンツ、文化芸術等の「日本の魅力」を効果的に発信し、産業化に結び付けていくことが重要である。このため、「クールジャパン関係府省連絡・連携会議」をプラットフォームとして、大規模国際イベントにおける発信

事業、日本食・日本産酒類の海外展開、メディア芸術・現代アートの創造・発信など、戦略的重要性の高いテーマ・分野を特定し、新たな各省連携プロジェクトを創出していくとともに、日本語教育の普及等も図りつつ、在外公館を活用した発信を強化する。また、クールジャパン機構によるリスクマネーの供給を呼び水として、海外における商業施設展開、コンテンツ配信等の事業に分野・業界横断的に取り組むとともに、放送コンテンツの継続的放送と連携して周辺産業の海外展開につなげるなど、新たな成功モデルの創出・展開を行っていく。あわせて、国際的な情報発信力の強化を図るべく、海外において発信力・影響力のある人の招へい、展示会場の新設・拡張の促進を行う。

### ③新興国戦略の深化

日本企業の海外ビジネスを支える制度的基盤を整備するため、中国・ASEAN地域を中心に法制度整備支援を一層推進するとともに、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）等を活用しつつ、国際標準を各国の規制に紐づける「Standards×Regulations戦略」を推進する。あわせて、制度整備とのパッケージ化により波及効果が期待できる医療・流通・食等の分野別戦略を強化する。アフリカでは、広域市場創設につながる地域経済共同体の取組を促す。

また、こうした取組をオールジャパンで推進し、新興国市場を獲得していくため、JETROの機能強化を図りながら、「海外展開一貫支援ファストパス制度」の拡充など海外展開支援機関の連携を強化することにより現地情報の収集やパートナー探し、法務・労務・知財など現地での課題対応を一層強力に支援し、元日本留学生・元HIDA研修生など親日派の海外人材とのネットワークの構築・強化により共創活動を促進する。

なお、海外に進出する日本企業が直面する様々な法的問題を政府として支援するため、国際的に活躍できる有能な法曹の育成を含めて、機能を強化する。

## インフラシステム輸出戦略（平成 27 年度改訂版）（抄）

平成 27 年 6 月 2 日

提案する「ソリューション提案型モデル」を展開＜国土交通省＞  
等

## (6) インフラ海外展開のための法制度等ビジネス環境整備

日本人専門家派遣等による人材育成支援や、二国間協議等を通じた法制度、インフラ関連制度、ファイナンス制度等の整備支援、現場で働く本邦企業関係者の安全確保など、インフラビジネスの基礎ともなるビジネス環境整備を強化する。

(具体的施策)

＜推進中＞

- ・ 法制度整備支援(基本法・特別法・事業関連法の立法支援、法制度の運用に従事する専門家の人材育成支援、汚職防止等のガバナンスの強化等経済活動の基礎となる司法インフラの整備支援、知的財産制度の構築支援)等を実施＜外務省、法務省ほか関係省庁、JICA＞
- ・ 契約者と受注日系企業との間でしばしば発生する契約上のトラブルへの対応＜国土交通省、経済産業省ほか関係省庁＞
- ・ 我が国企業の事業投資リスクの軽減に資するPPP制度の構築支援等の政策制度構築・改善支援、行政官育成事業、優良事業形成、ファイナンス制度構築支援等を実施＜外務省、経済産業省、国土交通省、財務省、JICA、JBIC＞
- ・ 我が国の技術やノウハウが適正に評価されること等を目的として、人材育成や実証事業を通じ、省エネ・環境等に関する我が国の制度・システム等の普及や、入札方法等に関する調達制度の整備、日本方式の工事品質・安全管理の導入、食品に関する規格・基準、安全規制等に関する制度構築を支援＜経済産業省、国土交通省、農林水産省＞
- ・ 途上国の投資環境整備(資金協力(円借款、無償資金協力)、技術協力が一体となって、ハード(インフラ)・ソフト(制度・人材)両面を支援)＜外務省、JICA＞
- ・ 施工管理や安全管理に関する制度・ノウハウ等の整備支援＜国土交通省＞
- ・ APECの枠組みを活用した質の高いインフラ開発投資の普及促進(APECにおいて、日本企業が得意とするライフサイクルコスト、環境への影響、安全性といった「インフラの質」、環境社会配慮等の「グッドプラクティスや原則」及び現地の雇用創出や能力構築につながる「人間中心の投資」等のインフラ開発投資にあたって重視すべき考え方のアジア太平洋地域への普及・浸透を促進)＜経済産業省、外務省＞
- ・ 日系企業が直面する賃金・労使関係等の労務問題改善支援＜厚生労働省＞

## 平成27年度国際労働機関（ILO）等関連予算について

ILO分担金 47.8億円（26年度42.9億円）

4,119万スイスフラン × 116円 = 47.8億円（加盟国に課される義務的経費）  
 （日本の分担額） （査定レート）

ILO等への拠出金事業等 4.0億円（26年度3.9億円）

## アジア社会セーフティネット構築支援プログラム

## ILOを活用した支援

## 社会的保護が確保された雇用への移行促進

- ・南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行支援事業【31百万円】

## 労働保護を確保するための法令・実施体制の整備

- ・アジア展開日系企業等ビジネス基盤整備事業【72百万円】

## 失業時等の所得保障制度の整備

- ・アジアにおける社会的保護制度整備支援事業【32百万円】
- ・アジア地域における社会保険制度整備支援事業（新規）【73百万円】

## 労働市場への参入・復帰・適応を促す制度（積極的労働市場政策）の整備

- ・アジア太平洋地域における若年者雇用支援に関する事業【34百万円】（アジア地域における社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業のうちの一部として要求）

## その他（分野横断的事項）

- ・アジア地域における社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業【109百万円】（アジア太平洋地域における若年者雇用支援に関する事業（再掲）を含む）
- ・ILO国際研修センターにおける研修プログラム開発・実施事業【31百万円】

## ASEAN事務局との協働による支援

## その他（分野横断的事項）

- ・ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合【25百万円】

## 国内国際協力団体を活用した支援

## インフォーマル雇用から労働者保護が確保された雇用への移行促進

- ・国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業【48百万円】